

【8】 迦絺那衣に相応する5つの功德

[0] 以上で「迦絺那衣韃度」を中心とする迦絺那衣についての検討はあらかた終了した。すでに【3】の[3]において簡単に紹介したところであるが、この節では、迦絺那衣に相応する五事、実際には迦絺那衣を拵げた時に適用除外される6つの条文の制定因縁と条文そのものを考察しながら、迦絺那を拵げることが認められるようになった背景や、迦絺那衣の制度そのものを考えるよすがとしてみたい。

[1] まず注意しておきたいのは、この6条は大きくは2つに分類できることである。第1のグループは捨墮であり、第2のグループは波逸提である。【3】の[3]のところに表示した番号と『パーリ律』でいう五事名、およびパーリの五事には含まれない「数々食」という名で示すと、捨墮グループは②の「衣を離れて宿す」と、④の「用いるかぎりの衣」と、⑤の「衣を受ければ所持する」であり、波逸提グループは①の「囑せず聚落に入る」と、③の「別衆食」と、⑥の「数々食」である。

[1-1] この2種類のグループには条文の示され方に顕著な特徴があつて、捨墮の場合は、例えば

衣すでに竟り (niṭṭhitacīvarasmim)、迦絺那衣を捨しおわたら (ubbatasmim kaṭhine)、一夜といえども三衣を離してはならない。比丘の認可を除き (aññatra bhikkhusammutiyā) 捨墮である。(すべての律蔵において捨墮第2条)

というように、条文の主文の中に迦絺那衣を捨し終わつたらという条件が示される。しかしながら波逸提の場合は例えば、

いずれの比丘といえども食の招待を受けながら、他比丘あるとき彼に告げずに食前あるいは食後に他家に詣れば、因縁を除き (aññatra samayā) 波逸提である。ここに因縁とは (tatthāyaṃ samayo) 施衣時 (cīvaradānasamayo) ・ 作衣時 (cīvarakārasamayo) にして、これがここにいう因縁である。(『パーリ律』波逸提第46条)

というように、迦絺那衣に係る事項は主文中には現れないで、例えば『パーリ律』では、「施衣時とは迦絺那の拵げられない時には (anattate kaṭhine) 雨期の最後の月、迦絺那の拵げられた時には (atthate kaṭhine) 5ヵ月」というように、「施衣時」の語義解釈(定義)中に現れる。なお『パーリ律』では「作衣時」はただ「衣を作る時」と解釈されるのみであつて、ここには迦絺那衣という言葉は現れないが、『四分律』では「作衣時とは自恣竟、無迦絺那衣一月、有迦絺那衣五月。乃至衣上作一馬齒縫」と定義されるから、これも迦絺那衣に関係することになる。

したがつても「施衣時」「作衣時」が、「衣が竟る前」「迦絺那衣を捨しおわる前」に相当するとするなら、例えば波逸提の条文は、「いずれの比丘といえども食の招待を受けながら、他比丘あるとき彼に告げずに食前あるいは食後に他家に詣れば、衣竟るまで、迦絺那衣を捨しおわるまでを除き、波逸提である」でもよいはずであるが、こうであつてはならない理由があつたということではなければならない。

[1-2] まず波逸提グループにはなぜ主文中に迦絺那衣条項が書き込まれなかつたのかと

いう理由を考えて見よう。

そのためにまずはじめに、上記の波逸提グループの条文において、適用除外される因縁が何であるかを見てみよう⁽¹⁾。実はこの因縁は律蔵によって異なるのであって、この異なりが生じうるのも波逸提グループの特徴であるということができる。

①嘱せずして聚落に入る

『パーリ律』波逸提 046 : **施衣時、作衣時**

『四分律』単提 042 : 病時、**作衣時、施衣時**

『五分律』墮 082 : **衣時**

『十誦律』波逸提 081 : なし

『僧祇律』波夜提 081 : **衣時**

『根本有部律』波逸底迦 081 : なし

③別衆食

『パーリ律』波逸提 032 : 病時、**施衣時、作衣時**、行路時、乗船時、大衆会時、沙門施食時

『四分律』単提 033 : 病時、**作衣時、施衣時**、道行時、乗船時、大衆集時、沙門施食時

『五分律』墮 032 : 病時、**衣時、施衣時、作衣時**、行路時、缸上行時、大會時、沙門会時

『十誦律』波逸提 036 : 病時、**作衣時**、道行時、船行時、大衆集時、沙門請時

『僧祇律』波夜提 040 : 病時、**衣時**、行時、船上時、大衆会時、外道施食時

『根本有部律』波逸底迦 036 : 病時、作時、道行時、大衆食時、沙門施食時

⑥数々食

『パーリ律』波逸提 033 : 病時、**施衣時、作衣時**

『四分律』捨墮 003 : 病時、**施衣時**

『五分律』捨墮 003 : 病時、**衣時、施衣時**

『十誦律』尼薩耆 003 : 病時、**施衣時**

『僧祇律』波夜提 032 : 病時、**衣時**

『根本有部律』波逸底迦 031 : 病時、作時、道行時、**施衣時**

このように、これらの戒律が適用除外としてあげる因縁は区々であり一定しない。また「施衣時」「作衣時」にしても、『パーリ律』のように「施衣時」と「作衣時」を区別するのは他に『四分律』があるのみで、他はただ「衣時」と示されることが多い。ただし『五分律』の③では「衣時」の外に「施衣時」も「作衣時」も上げ、⑥では「衣時」の外に「施衣時」を挙げるが、この語句の定義はないので詳細は知られない。また『十誦律』は③では「作衣時」、⑥では「施衣時」とするが、この語句定義もない。

以上からわかるように、適用除外の因縁を「施衣時」と「作衣時」に分け、この語句解説を施すのは『パーリ律』と『四分律』のみである。なお『四分律』の「数々食」では因縁に「施衣時」だけが挙げられ、「作衣時」が上げられていないのは、後にふれるような理由があったからであろう。ただし施衣時は作衣時を兼ねるという後に紹介する『資行鈔』のような解釈もある。

それでは「施衣時」と「作衣時」はこの2つの律においてどのように定義されているだろうか。

施衣時は

『パーリ律』：迦絺那の拵げられない時には雨期の最後の月、迦絺那の拵げられた時には5ヵ月。

『四分律』：「施衣時」者自恣竟、無迦絺那衣一月、有迦絺那衣五月。除此已余時勸化作食并施衣者是也。

作衣時は

『パーリ律』：衣を作る時

『四分律』：「作衣時」者自恣竟、無迦絺那衣一月、有迦絺那衣五月。乃至衣上作一馬齒縫是也。

とされている⁽²⁾。

ここで注目すべきは『四分律』の定義であろう。「施衣時」は迦絺那衣の拵げられない時には1ヵ月、迦絺那衣の拵げられた時には5ヵ月とされているから、ここまでは『パーリ律』に等しいが、この後に「此を除き已って余時の勸化作食並びに施衣は是なり」とする。迦絺那衣の捨された衣時以外の期間であっても「勸化作食并施衣」の時にはこの条文は適用除外されるとしているわけである。『四分律行事鈔』も『四分律』波逸提第32条の「展転食戒」の解説中で、「施衣時とは、十二月中の衣食請処あるに随いて（請に）背くを開く」⁽³⁾と解説している。要するに、「衣時でない時にも衣食請処があれば1年中適用除外される」というのであるが、この背後には「衣時であっても衣食請処がない時には適用除外されない」という文意が隠されているものと考えられる。なおここに「作衣時」がないことについては、『資行鈔』において「作衣時は施衣時中に兼ねてこれを明かす」⁽⁴⁾とする。

また「作衣時」については、同じく「迦絺那衣の拵げられない時には1ヵ月、迦絺那衣の拵げられた時には5ヵ月」としつつ、ここでも「乃至衣上に一馬齒を作りて縫う是なり」とする。この意味を『資行鈔』は、「一月五月中の作衣の意樂あつて、下至馬齒一縫製造時に請に背くを聴す。たとひ一月五月といえども作衣せざる時は之を開かざるなり」⁽⁵⁾とするから、これはたとひ1月5月衣時中であっても、作衣していない時には因縁としない、したがってこの条文の適用除外にはならないというのである。

したがってこれにしたがえば、「施衣時」は衣時・非衣時にかかわらず衣食請処がある時ということになり、「作衣時」は衣時・非衣時にかかわらず作衣している時ということになり、たとひ衣時であろうと、衣食請処がない時、作衣していない時には因縁にならないということになる。おそらく『パーリ律』が「作衣時」の語句解釈に迦絺那衣の期間をあげずに、ただ「衣を作る時」とするのと同じ意味であろう。『パーリ律』の波逸提第32条の *Samantapāsādikā* には「施衣時」については注釈がないが、「作衣時」の ‘*civare kayiramāne*’ には衣を作る各段階が細かく記されており⁽⁶⁾、これもこの期間中には無条件に戒律の適用除外が適用されるのではなく、作衣しているその時だけに適用されることを表したものと考えられる。

このように考えれば、「施衣時」に非衣時も入れるかどうかについては『四分律』と『パーリ律』に意見の相違があるが、しかし『パーリ律』も「施衣時」を1ヵ月あるいは5ヵ月の

間ずっとというのではなく、その期間中の施衣があった時と考えていたのではなかろうか。

「施衣時」「作衣時」以外の因縁として、病時、行路時、乗船時、大衆会時、沙門施食時などもあげられるが、これらは極めて限定的な時間をさし、1ヵ月間とか5ヵ月間という一定の期間をしめすものではないこともこのことを証明する。

このように考えると、『パーリ律』の定義において「施衣時」が「迦絺那の扱げられない時には雨期の最後の月、迦絺那の扱げられた時には5ヵ月」と一定期間のずっとというような定義がなされ、これに対して「作衣時」が「衣を作る時」というような主体的な定義がなされて、この2つがそれほど内容に異なりがあるとは考えられないにもかかわらず、定義のし方がまったく異なっているのは、施衣というのは在家信者の意向次第であって受け身であるが、作衣は比丘の方の主体的な行為であって、作衣する時を主体的に設定できるからではなかろうか⁽⁷⁾。

以上のように『パーリ律』と『四分律』の語句定義を考えてみると、これを犯せば波逸提となる「囑せずに聚落に入る」「別衆食」「数々食」は、衣時の1ヵ月間、もしくは迦絺那衣が扱げられた時には5ヵ月間は、無条件にこの戒律の適用が除外されるというのではなく、この期間内であっても、施食されていない時、作衣していない時には、適用除外にはならないということになるであろう。しかし『四分律』がもし施衣される時なら衣時以外のいつであっても適用除外されるとすることについては、『パーリ律』はこれを採用しないのである。またこれらの外の『五分律』や『十誦律』『根本有部律』には上記のような説明がないが、これらの条文においても捨墮とは異なる表現がなされるのであるから、おそらく同じような見解を有していたものと判断してよいであろう。

そして実は「波逸提」グループの因縁が律蔵によって必ずしも一定しないで出入があるのに対して、「捨墮」グループはすべての律蔵において「衣すでに竟り、迦絺那衣を捨しおわつたら」とされ、出入がないということも、実はこの2つのグループが基本的なところで性格を異にするということに関係していると考えられるのであるが、これは後述する。

(1) 以下のそれぞれの条文の典拠は以下の [2] [3] [4] を参照されたい。

(2) 『五分律』では尼薩耆波夜提の第27条中の「衣時」について、「衣時とは、若し住処に有りて迦絺那衣を受けんば夏末の一月、若し迦絺那衣を住処において受くれば夏末の一月及び冬四月」(大正23 p.058下)と定義しており、『根本有部律』は泥薩祇波逸底迦003において「時」を、「時とは若し住処において羯恥那衣を張らずんば1月、8月16日従り9月15日に至るを謂う。若し住処において羯恥那衣を張らば5月、8月16日従り正月15日に至るを謂う。是れを時と名づく。余を非時と名づく」(大正23 p.714下、国訳20 p.009)としている。しかしこれは捨墮の衣時であり、波逸提の「施衣時」あるいは「作衣時」の説明ではない。なお『根本有部律』は「作事」とするが、この語句解説は波逸底迦031においては、「率觀波に於ける所有の營作及び衆僧の事業、或いは時に掃灑して大いさ席許の如き、或いは復た塗拭すること牛臥処の如し」とするから、作衣を意味しない。

(3) 大正40 p.079中、国訳律疏部01 p.256

(4) 大正62 p.609下。『資行鈔』は日本・照遠の撰にかかる『四分律行事鈔資持記』の注釈書である。

(5) 大正62 p.609下

(6) Vinaya vol.IV p.813

(7) 平川彰氏は施衣時と作衣時を次のように解釈している。「施衣時とは信者が比丘に衣を布施する期間のことであり、これは安居の終わった後の1ヵ月である。これに対して作衣時とは、比丘が衣を作る期間のことであり、直接には安居の後の一ヵ月間であるが、もし僧伽が迦絺那衣を受けると、作衣時は4ヵ月間延長されて5ヵ月間となるのである。しかし信者は施衣時以外でも、衣を布施しないわけではない」と。『二百五十戒の研究』II p.069

[1-3] それでは「捨墮」グループの、「衣すでに竟り、迦絺那衣を捨しおわったら、一夜といえども三衣を離してはならない。比丘の認可を除き捨墮である」とは何を意味するのであろうか。もちろんこの文章の意味するところは、「雨安居を過ごしてのち衣が竟らず、迦絺那衣を捨すまでの間は三衣を離してもよいが、衣が竟り、迦絺那衣を捨した後は、三衣を離してはならない」ということを意味することは明らかである。要するにこれは衣が竟り、迦絺那衣を捨すまでの1ヵ月ないしは5ヵ月の間という一定期間は、この条文の適用を除外されるということである。

それでは捨墮グループが、まさに施食されている時、あるいはまさに作衣している時というように状況を限定しないで、なぜ一定期間を対象に条文の適用除外が設定されたのであろうか。それは波逸提が行為についての規定であるに対して、捨墮は物、特にこの場合には衣の所有権に関連するということに係るからであろうと考えられる。

この2つのグループはいずれも限時法⁽¹⁾的に一定期間内に限り効力のあるものとして制定された規則であるが、波逸提グループは短時間の特定の行為を限時法的に許容するものであって、したがってこれは特定の状況にある時にはという制約を付することができるが、捨墮グループの場合は、衣の所有権の取得やその放棄に関するものであるから、特定の状況に限ることはできず、この期間を通じて効力あらしめるものとしなければならなかったということであろう。

(1) 『法律用語辞典』(1994年4月 自由国民社) p.638 参照

[1-4] 次に捨墮に現れる「衣竟る」「迦絺那衣を捨しおわる」という言葉の定義も検討しておく。

各律蔵の定義は次のとおりである⁽¹⁾。

『パーリ律』：「衣すでに竟る」というのは、衣が作られ、あるいは失われ、壊れ、焼かれ、あるいは衣を得る望みが絶える (bhikkhuno cīvaraṃ kataṃ vā hoti naṭṭhaṃ vā vinaṭṭhaṃ vā daḍḍhaṃ vā cīvarāsā vā upacchinnā) ことである。

「迦絺那衣を捨す」とは、8事の中の1事によって捨せられ、あるいはサンガによって中間に捨せられたである。

『四分律』：「衣已竟」者三衣迦絺那衣已出⁽²⁾。

『五分律』：「三衣竟」者浣染縫竟。「捨迦絺那衣」者白二羯磨捨。

『十誦律』：なし

『僧祇律』：「衣已竟」者。比丘三衣已成、是名衣竟。不受迦絺那衣亦名衣竟。已捨迦絺那衣亦名衣竟。浣染衣訖亦名衣竟。「已捨」者捨迦絺那衣。有十事捨。受衣捨、衣竟捨、時竟捨、聞捨、出去捨、失去捨、壊捨、送衣捨、時過捨、究竟捨。

『根本有部律』：「衣已竟。羯恥那衣復出」。有四句差別。広如前説。

これは『パーリ律』の捨墮第3条、すなわち「衣すでに竟り、迦絺那衣を捨し竟って、非

時衣 (akālacivara) が得られたら、望む比丘は受納してもよい」という規定の中に含まれる「非時衣」にも関係するから、各律蔵の「非時衣」についての語句定義も紹介しておく。

『パーリ律』：「非時衣」とは、迦絺那が拵げられないときには11ヵ月中に得たもの (anattḥate kaṭhine ekādasa māse upannaṃ)、迦絺那が拵げられたときには7ヵ月中に得られたもの (attḥate kaṭhine satta māse upannaṃ)。また衣時中に非時衣と指定して得られたもの。

『四分律』：「時」者無迦絺那衣自恣後一月。若有迦絺那衣自恣後五月。「非時」者若過此限。

『五分律』：「非時衣」者捨迦絺那衣已有所得衣。皆名非時衣。

『十誦律』：「非時」者謂除別房衣家中施衣。除安居衣余殘衣名非時衣。

『僧祇律』：「非時」者若受迦絺那衣有七月名非時。若不受迦絺那衣者有十一月是名非時。於此非時中得衣是名非時衣。

『根本有部律』：言「得非時衣」者何者是時何者非。時若住处不張羯恥那衣者一月謂從八月十六日至九月十五日。若住处張羯恥那衣者五月謂從八月十六日至正月十五日。是名時、余名非時。

このように衣時というのは、迦絺那衣が拵げられない時には雨安居の後の1ヵ月、迦絺那衣が拵げられた時には、雨安居の後の5ヵ月ということになる。

(1) 典拠は以下の [5] [6] [7] を参照されたい。

(2) 捨墮第2条では「衣已竟者三衣也。迦絺那衣已出」とする。大正22 p.603中

[1-5] これらによって、「迦絺那衣を捨す」というのは前節【7】において検討した、サンガが迦絺那衣を捨す場合や個人的に捨す場合などをさしていることは明らかであり、また「衣竟る」は文字通りには「衣時」に三衣を作り終わるということを意味するのであるが、『パーリ律』では作ったものが失われたり、壊れたり、焼かれたり、あるいは衣を作る望みが断たれたりした場合もいうとするから、これは衣時中の界外に出た場合の迦絺那衣の捨と同じようなことを想定しているのであろう。もしそうだとすると、雨安居を終えた後の1ヵ月間にサンガが迦絺那衣を拵げる羯磨を行わない場合は、作りおわってから帰ってこないと決意して界外に出たり、帰ってこないと決意して界外に出て衣を作って失われたりした時などには、その時点で「衣を離れて宿す」「用いるかぎりの衣」「衣を受ければ所持する」という戒律の適用除外の権利を受けられないということになる。おそらくその後でサンガが迦絺那衣を拵げる羯磨を行っても、この比丘はすでに界の外に出て帰らないと心に決めているのであるから、この恩恵には浴せないということになるのであろう。

なお以降に細かくその条文の内容を検討することになるが、この期間内には三衣のいずれかを離れて界外に出ても所有権を失わず、また用いる限りの衣を得て、1ヵ月という期間にとらわれることなく衣材から衣を作ることができ、また10日間という期間にとらわれることなくでき上がった長衣を保持することができるということになるわけであるが、これはその時作った衣や長衣の「所有権」を取得できるということの意味するから、この「所有権」はこの期間が過ぎても無期限的に継続し、この期間が過ぎても衣を放棄することは求められない。要するに「衣が竟り」「迦絺那衣を捨す」までの期間は、限時法的な措置によって合法的に長衣の所有権を取得することが認められるということの意味し、非衣時であれば10

日間しか認められない長衣の所有が、無期限的に認められることになるわけである。波逸提罪は特定の行為に関するものであるから、その瞬間にのみ適用されるのであるが、捨墮罪は所有権に関するものであるから、いったん所有権が認められたものはそれが使えなくなるまで継続するということである。これは「問題の所在」で提起した(4) 迦絺那衣の捨に関連する。

[2] 以下には、上記のような基礎的な理解を下敷きにして、迦絺那衣に相応して除外される五事、実際には6つの条文の制定因縁と条文そのものを考察しながら、迦絺那衣が認められるようになった背景をも考えてみたい。先に波逸提グループの条文を検討し、その後に捨墮グループの条文を検討する。

まず『パーリ律』のいう「囑せず聚落に入る (anāmantacāro)」である。これは『パーリ律』では波逸提 046、『四分律』では単提 042、『五分律』では墮 082、『十誦律』では波逸提 081、『僧祇律』では波夜提 081、『根本有部律』では波逸底迦 081 に相当することはすでに述べた (1)。

- (1) 『パーリ律』 *Vinaya* vol.IV p.100、南伝 02 p.158、『四分律』大正 22 p.665 上、国訳 01 p.328、『五分律』大正 22 p.069 中、国訳 13 p.266、『十誦律』大正 23 p.123 下、国訳 05 p.392、『僧祇律』大正 22 p.389 下、国訳 09 p.247、『根本有部律』大正 23 p.865 下、国訳 21 p.200

[2-1] 上記の律蔵の条文は次のとおりである。『パーリ律』の和訳によっておおよその意味は知られるであろうから、他の漢訳律については原文を記した。

『パーリ律』：いずれの比丘といえども食の招待を受けながら、他比丘あるとき彼に告げずに食前あるいは食後に他家を訪ねれば、因縁を除き (aññantra samayā) 波逸提である。ここに因縁とは (tattḥāyaṃ samayo)、施衣時 (cīvaradānasamayo) ・作衣時 (cīvarakārasamayo) であって、これがここにいう因縁である。

『四分律』：若比丘先受請已、前食後食詣余家不囑授余比丘、除余時波逸提。余時者病時作衣時施衣時、是謂余時。

『五分律』：若比丘受他請食前食後行到余家、不近白余比丘除因縁波逸提。因縁者衣時、是名因縁。

『十誦律』：若比丘許他請僧、中前中後行到余家波逸提。

『僧祇律』：若比丘同食処食前食後不白比丘行至余家、除余時波夜提。余時者衣時是名余時。

『根本有部律』：若復苾芻受食家請食前食後行詣余家、不囑授者波逸底迦。

上記から、迦絺那衣が拈げられた時に得られる功德の1つとされる、『パーリ律』のいう「囑せず聚落に入る」とは、「ある人から食事の招待を受けたとき、他比丘がありながら彼に告げないで、他家を訪ねてはならない。これを犯せば波逸提である」という規定が、施衣されている時と、作衣している時などには適用除外されるということになる。ただし『四分律』はこの施衣時、作衣時には非衣時も含まれるとするが、『パーリ律』はこれを認めないことは先に記したとおりである。

また『十誦律』と『根本有部律』の条文中には適用除外される因縁が記されていないが、

【3】の【3】に記したように、『薩婆多毘尼摩得勒伽』⁽¹⁾には、迦絺那衣を受けた時の七利の中に「不白入聚落」があるから、条文中には明記されていなくとも、『十誦律』でも迦絺那衣を受けた時にはこれが免除されると解してよいであろう。ただし『根本有部律』には迦絺那衣を張った時の五勝利と五種饒益が上げられているが、これに相応するものはないようである。『根本有部律』は迦絺那衣を張っても「波逸底迦 081」の適用除外にはならないと考えていたのかもしれない。

(1) 大正 23 p.604 中

【2-2】この条文の各律の制定因縁譚は次のとおりである。

『パーリ律』：ウパナンダが他の比丘とともに彼を篤信する家の招待を受けた。しかるにウパナンダは先に他家を訪ね、そこにやって来なかった。ウパナンダを篤信する家の者は他の比丘らにウパナンダを待てと言って食事を供しなかったために食時が過ぎ、他の比丘らは十分に食事をとることができなかった。そこで世尊は「食の招待を受けながら、食前に他家を訪ねれば波逸提」と制定された。

ウパナンダを篤信する者が「ウパナンダに示して (dassetvā) サンガに布施する」とサンガに食を送った。その時ウパナンダは村に乞食に入っていたので、比丘らは世尊に処置を尋ねた。世尊は「受けてウパナンダが帰るまで保管せよ」と答えられた。その時ウパナンダは「世尊は食前に他家に行くことを禁じられた」と考えて、食後に他家に行き、午後になってから帰った。そのため比丘らは食事をすることができなかった。そこで世尊は「食の招待を受けながら、食前あるいは食後に他家を訪ねれば波逸提」と制定された。

その時比丘らは施衣時に定めを犯すことを畏れて (kukkuccāyantā) 他家に行かなかった。そのために衣の不足を生じた (civaraṃ parittaṃ uppajjati)。また比丘らは衣を作っていて針や糸や鋏を欲したが、畏れて他家に行かなかった。……。また比丘らは病気をして薬を欲したが、畏れて他家に行かなかった。……。そこで世尊は上記のような条文を定められた。

『四分律』：前半は『パーリ律』に相似するから省略する。

その時王舎城中に衆僧大いに請処があった。比丘らは戒律を破るを恐れて行かなかった。世尊は「比丘らが相嘱授して城に入ることを許す」と定められた。

病比丘も『パーリ律』に相似する。

作衣時に或いは大釜、或いは小釜、瓶、杓、瓠、盂、盆、小椀、鉢、繩、衣懸、伊尼延陀、毛氈を必要とした。しかし戒律を破るを恐れて行かなかった。

施衣時に施衣処を得てまさに求索すべきであったが、戒律を破るを恐れて行かなかった。そこで世尊は上記のような条文を定められた。

『五分律』：前半は『パーリ律』と相似する。

比丘らは僧事、塔事、私事あって余家に入る必要があったが戒律を破るを恐れて行かなかった。「余比丘に白して行ってよい」と定められた。比丘が問うた。衣時にもこのようにしなければならないかと。そこで世尊は上記のような条文を定められた。

『十誦律』：跋難陀釈子が招待されて他家に行ったことのみ。施衣時などの除外項目はない。上記のような条文を定められた。

『僧祇律』：優波難陀は食前食後に白しないで俗家に入ったことから、「同食処において食前食後に比丘に白しないで余家に入るを聴しない」と定められた。

別時に、世尊は阿難に「安居が終わった。諸々の檀越は安居衣を施したか」と尋ねられた。諸比丘は「比丘らは同食共住しており、世尊が定められた戒律を尊敬するがゆえに余家に行っていない」と答えた。「今日以後衣時を許す」と定められた。

『根本有部律』：鄒波難陀を通じて食の招待を受けたが、鄒波難陀が余家に行き遅れてきたために比丘らは十分な食事ができなかった。そこで食家の請を受けながら余家に行くことを禁じられた。

看病比丘があり、この規定のために看病しなくなった。「嘱授しないで」と追加の規定を定められた。

以上から、食前食後に嘱しないで他家に訪ねることが禁じられる理由を知ることができる。そして「施衣時」には衣材を得るために、「作衣時」には裁縫道具としての針や糸や鋏、あるいは染色具としての釜や瓶や柄杓、それに縄とか衣懸けなどのさまざまな道具が必要であった、それらを得るためにこの規定の適用が除外されたことも判る。

現代のように物の豊富な時代とは異なって、今から 2,500 年も前の釈尊時代のインドにおいては、衣材を得るのも、それを仕立てて衣とする道具を得るのも並大抵のことではなかったであろう。しかしながら出家修行者に所持が認められた三衣は、原則としてはそれ以上の数の衣を持ってはならないことを意味すると同時に、他方では必ずこれだけは持っていなければならないともされるから、この定めを出家修行者のすべてが遵守できるようにするためには、衣を作る期間には衣材が得やすいように、そしてそれを衣に仕立てあげやすいようにする便宜が必要になったのである。しかもこれが本来の衣時の 1 ヶ月ではなかなか難しかったから、迦絺那衣を拡げることによってこの期間をさらに 4 ヶ月延長させるという措置が取られたのである。

このようなことを考えると、条文上では迦絺那衣を拡げることは衣時のオプションとして許可されているように表現されているが、おそらく正規の衣時だけで十分ということはほとんどなく、だいたい常に慣習的に迦絺那衣を拡げる日時が設定されて、迦絺那衣を拡げる羯磨を行ったと想像してもよいのではないであろうか。

またもしオプションとして迦絺那衣が拡げられるのならば、正規の衣時中に作衣がなされるかどうかを見極めることが必要であり、そうとなれば迦絺那衣を拡げる羯磨は雨安居の後の 1 ヶ月間の後半時期にずれ込んだはずであるが、そういうことがなされたという痕跡は見いだせず、むしろ現代の南方上座部では迦絺那衣式は雨安居後の早い時期に行われているようであり、また『根本説一切有部律』は特異な伝承であるが、羯磨那衣を張る羯磨は自恣の翌日の 8 月 16 日（他の律蔵の 7 月 16 日）に行われるとされるように、おそらく通例的に、衣時の早い時期になされたのであろう。

[3] 次に「別衆食 (gaṇabhojanam)」を検討する。これは『パーリ律』では波逸提 032、『四分律』では単提 033、『五分律』では墮 032、『十誦律』では波逸提 036、『僧祇律』では波夜提 040、『根本有部律』では波逸底迦 036 に相当する (1)。

(1) 『パーリ律』Vinaya vol.IV p.74、南伝 02 p.118、『四分律』大正 22 p.657 中、国

訳01 p.303、『五分律』大正22 p.050中、国訳13 p.198、『十誦律』大正23 p.093中、国訳05 p.292、『僧祇律』大正22 p.362中、国訳09 p.144、『根本有部律』大正23 p.823中、国訳21 p.47

[3-1] これら各律蔵の条文は以下のとおりである。『僧祇律』には律蔵本文中では欠落しているので、戒本によって補った⁽¹⁾。これも『パーリ律』だけは和訳を掲げるが、他の漢訳律は原文のままとする。

『パーリ律』：別衆食 (gaṇabhojana) は因縁を除き (aññatra samayā) 波逸提である。因縁とは病時 (gilānasamaya) ・施衣時・作衣時・行路時 (addhānagamasamaya) ・乗船時 (nāvābhirūhanasamaya) ・大衆会時 (mahāsamaya) ・沙門施食時 (samaṇabhattasamaya) であって、これがここにいう因縁である。

『四分律』：若比丘別衆食除余時波逸提。余時者病時・作衣時・施衣時・道行時・乗船時・大衆集時・沙門施食時、此是時。

『五分律』：若比丘受別請衆食除因縁波逸提。因縁者病時・衣時・施衣時・作衣時・行路時・缸上行時・大会時・沙門会時、是名因縁。

『十誦律』：若比丘別衆食波逸提。除因縁。因縁者病時・作衣時・道行時・船行時・大衆集時・沙門請時。

『僧祇律』：若比丘別衆食除余時波夜提。余時者病時・衣時・行時・船上時・大衆会時・外道施食時。

『根本有部律』：若復苾芻別衆食者除余時波逸底迦。余時者病時・作時・道行時・船行時・大衆食時・沙門施食時。

別衆食というのは『パーリ律』では「4人以上の比丘が5種正食中の1をもって招待されて食すること」と定義されているように、1つの界で共同生活する比丘・比丘尼の中で、全員ではなく4人以上のグループが別に食事に招待されることで、別派活動が禁止されたものである。

この戒律の適用除外の因縁には、施衣時、作衣時以外にも、病時・行路時・乗船時・大衆会時・沙門施食時などが含まれている。

(1) 大正22 p.552下

[3-2] この因縁譚は次のようになっている。

『パーリ律』：提婆達多の徒は利養と名聞を失って諸家に勸化して食をとった。「別衆食は波逸提」と定められた。

病比丘が招待されたが、別衆食は制せられたからと行かなかった。「病比丘は許す」と定められた。

施衣時に衣を施し、食を施そうと招待された。「施衣時は許す」と定められた。

作衣しているときに (civarakārake) 比丘が招待された。「作衣時は許す」と定められた。

比丘らが人々と一緒に旅行していた。比丘らが乞食するから待ってくれというと、人々は「ここで一緒に取りたまえ」といった。別衆食を畏れて取らなかった。「行路時には許す」。

「乗船時」も相似。

安居を終わった比丘らが世尊に会おうと王舎城にやってきた。居士らが飲食を施そうと招待した。「大衆会時には許す」。

ビンビサーラの血縁の者が邪命外道に出家して、一切の沙門に食時を供養したいと申し出た。「沙門施食時は許す」。

『四分律』：提婆達多と病比丘の因縁は『パーリ律』に相似する。

自恣終わって作衣時に諸々の優婆塞が比丘らは衣を作っていて食を得ることができずに疲労しているだろうと食に招待した。居士があつて食および衣を布施しようとした。陰道に行く時。乗船時。遊行して1小村に至る。居士らは「衆僧多くして村落は小さい」と衆僧のために食に招待した。ビンビサーラ王の姉の子に迦羅という者があり、外道に出家して、「沙門のために布施したい」といった。

『五分律』：提婆達多と病比丘の因縁。

作衣しようとしたが乞食のために衣が即成しなかった。

行路時。乗船時。

諸仏の常法の2大会に乞食を得るのが難しかった。

ビンビサーラ王の弟の哥留が96種の沙門を招待して大会を行った。

『十誦律』：提婆達多と病者の因縁。

作衣時に比丘らは早起して染衣の具、薪草を求め、煮染し、漉き、出揚し、冷やし、所染の衣を出した。このような中間に食時が近づいたけれども乞食に行くことができなかった。

遊行中に聚落を目指したが中を過ぎた。途中の聚落の招待に応じられなかった。比丘らはコーサラ国より船に乗って舎衛城を目指した。船を降りて乞食中に船が出てしまった。

王舎城に1250人の比丘が集まった。居士らは2、3人の比丘に食を与えただけで、大勢の比丘には与えることができないと門を閉じてしまった。

ビンビサーラ王の甥が外道中に出家し、叔父が仏教を信仰しているからと比丘らを招待した。

『僧祇律』：欠

『根本有部律』：提婆達多と病者の因縁。

卒塔婆事および営衆事のために疲れた者。

道行時。船行時。大施会時。ビンビサーラの舅に関して沙門施食時。

以上の因縁譚によって、病時・行路時・乗船時・大衆会時・沙門施食時などに別衆食を許されたのは、このような時はサンガの全員が揃って食事の招待を受けることが難しい環境にあるからであるということがわかる。

また施衣時や作衣時も、あまりに形式的に別衆食を禁止すると、衣材を得られないこともあるし、作衣しにくいこともあるからであつて、これについては前項の「他に囑せずして聚落に入る」と同じ理由であるということが出来る。

なおここには「作衣しようとしたが乞食のために衣が即成しなかった」（『五分律』）とか、「作衣時に比丘らは早起して染衣の具、薪草を求め、煮染し、漉き、出揚し、冷やし、所染の衣を出した。このような中間に食時が近づいたけれども乞食に行くことができなかつ

た」(『十誦律』)などとされている。作衣は迦絺那衣を作る場合と同様に、1日のうちに完成させなければならないというイメージを持っているのかもしれない⁽¹⁾。しかしながら後に検討することになる各律藏の捨墮第3条では、「非時衣(akālacivara)が得られたら、望む比丘は受納してもよい。受納すれば速やかに作らなければならない」というなかの「受納すれば速やかに作らなければならない」を、律藏は「10日で作るべきである」と解説している。衣時ではない時でさえ10日の猶予が許され、迦絺那衣を拵げることによってこの規定の適用が免除されるのであるから、作衣時の作衣が「1日」で完成させなければならないとは考えがたい。あるいはこれは迦絺那衣そのものを作衣する時を言っているのかもしれない。

- (1) 『佐藤』も「但し迦絺那衣に伴って与えられる特権は、その式に列したのものには全部与えられるし、この特権を得た人達はこの式後信者が迦絺那衣の衣料を施入すれば、即日作衣して古衣を棄てそれを着するを得る」(pp.572~573)としている。

[4] 次に「数々食」について検討する。これは『パーリ律』の五事には含まれない。『パーリ律』では波逸提033、『四分律』では单提032、『五分律』では墮031、『十誦律』では波逸提031、『僧祇律』では波夜提032、『根本有部律』では波逸底迦031に相当する⁽¹⁾。

- (1) 『パーリ律』Vinaya vol.IV p.77、南伝02 p.123、『四分律』大正22 p.655中、国訳01 p.295、『五分律』大正22 p.049中、国訳13 p.195、『十誦律』大正23 p.086下、国訳05 p.270、『僧祇律』大正22 p.352上、国訳9 p.103、『根本有部律』大正23 p.810下、国訳21 p.001

[4-1] 各律藏の条文は次のとおりである。

『パーリ律』：数々食(paramparabhojana)は因縁を除き波逸提である。因縁とは病時・施衣時・作衣時であって、これが因縁である。

『四分律』：若比丘展転食除余時波逸提。余時者病時・施衣時、是謂余時。

『五分律』：若比丘数々食除因縁波逸提。因縁者病時・衣時・施衣時、是名因縁。

『十誦律』：若比丘数々食波逸提。除時。時者病時・施衣時、是名時。

『僧祇律』：若比丘处处食除余時波夜提。余時者病時・衣時、是名余時。

『根本有部律』：若復苾芻展転食者除余時波逸底迦。余時者病時・作時・道行時・施衣時、此是時。

「数々食」とは、『パーリ律』では「五種正食(pañca bhojana)中の一食をもって請ぜられ、これを置いて(ṭhapetvā)他の一食を取ること」と定義されている。ある家に食事を招待されて食事をすませたのに、さらに他のところで食事の招待を受けることであり、これを禁じたものである。

[4-2] この制定の因縁は下記のとおりである。

『パーリ律』：貧しい者が仏を上首とするサンガ⁽¹⁾を招待した。ところが比丘らは乞食をすませてから行ったため、「少しく与えよ、少しく与えよ」といった。彼は非難した。

「数々食は波逸提」と定められた。

1人の病比丘があった。ある比丘が乞食の食を持って行って食べよと言った。「私には所期の食があるから」と断った。しかしその食は午後になってしまったため、病比丘は食べられなかった。

施衣時に居士らが衣食を共に供養しようとした。比丘らは受けなかった。衣が不足した (cīvaram parittam uppajjati)。

『四分律』：1人の少信の大臣がサンガを招待したが、比丘らはその前に濃い粥を食べていたので「少し与えよ、少し与えよ」といった。

1少信の楽師があり招待した。比丘らはその前に食べていた。……。 「展転食は波逸提」と定められた。

病比丘。

1居士が飲食及び衣の供養を設けた。先に招待を受けていると断った。

『五分律』：貧人が食時に招待した。比丘らは食少なきを恐れて、先に余家において食べてきたので、少ししか食べなかった。

病比丘。

先に**迦絺那衣を受ければ五事を犯せず**と定めた⁽²⁾。「衣時には不犯であるが、衣時をすぎれば犯である」。居士が作衣して、比丘を食に招待した。比丘は食することができないが、衣を与えよと言った。比丘らは「施衣をもって数食することを許されれば衣を欠乏しないのに」と訴えた。

『十誦律』：1人の孤児があり、仏教の修行者に食事を供して切利天に生まれたいと身を粉にして働いて、やっと比丘サンガに供養できるようになった。しかしその日は節日で比丘たちは先に食したため、孤児の食は少ししか食べなかった。

またヴェーサーリーの大力大臣の同じような因縁。「数々食すれば波逸提」と定められた。

病者。

有衣の請食を受けた。

『僧祇律』：園民が比丘サンガを食時に招待した。ところが比丘らは牛が死んだのでそれを肉料理として供養したいという長者の招待にも応じてしまった。比丘らは早朝に長者の食で飽食してしまったので、園民の食は少ししか食べなかった。

病比丘。

施衣時。

施食法をなすを許す。「某甲比丘乃至沙弥尼に施与する」と三説して食す。

『根本有部律』：ヴェーサーリーに勇利という長者があり比丘サンガを招待した。六群比丘はその前に菴没羅餅を食して満腹した。

病比丘があり、医を解する者に小食を勧められたが食しなかった。

ある比丘が僧務や卒塔婆事のためにやせ細ってしまった。小食を勧められたが食べなかった。

ヴェーサーリーから祇園精舎への道路に疲れた。

また舎衛城に1人の長者があり、月に4日八斎戒を守り、この日は比丘サンガを招待して比丘らの食事が終わらない間は自分も食しなかった。たまたま斎日に別の長者がサンガを招待したので、比丘らはそちらに行ってしまった。先の長者は食が終わったら大甑を布施すると言ったが比丘らは展転食を畏れて来なかった。

これらの因縁譚が語るように「数々食」が禁じられたのは、1つのところで食事を招待さ

れたにかかわらず、他の招待も受けることは失礼に当たるからであるが、しかし病気の時などは背に腹は代えられないので許されたのである。これと同様に施衣時や作衣時に数々食を禁止すると、衣材や衣を得る機会を逸することになるから、この時にはこの適用を除外することが認められたのである。

ただ『四分律』『五分律』『十誦律』『根本有部律』がすべて施衣時を因縁とするにかかわらず作衣時を因縁としないのは、衣や衣材の布施は食事を招待された時に多くなされるので、このときにはこれが許されなければならないが、「作衣」はそれを行う日時を比丘の方で主体的に決められるので、数々食を禁止されても不都合はないからであるかもしれない。なお『僧祇律』は常に衣時とするのみである。

- (1) 「モノグラフ」第13号(2008年3月)に掲載した【論文13】「『仏を上首とするサンガ』と『仏弟子を上首とするサンガ』」を参照されたい。
- (2) はじめ五事の中にはこの戒は入っていなかったということを示すか？ ちなみに『パーリ律』では五事の中に数々食は入っていない。

[4-3] 以上のように、迦絺那衣を拡げることによって波逸提グループの3つの規定を適用除外とするのは、いずれも衣時に衣が布施され、これを衣として作成しやすくするための便宜を図ったものとするができる。

[5] 次に捨墮グループを検討する。これは五事の順序に関係なく条数の早いものから順次に検討する。

まず「用いるかぎりの衣 (yāvadaṭṭhacīvaraṃ)」を検討する。これはいずれの律でも「捨墮」第1条に相当するが、律蔵によって呼称が異なるのですべてを掲げておく。『パーリ律』捨墮001、『四分律』捨墮001、『五分律』捨墮001、『十誦律』尼薩耆001、『僧祇律』尼薩耆波夜提001、『根本有部律』泥薩祇波逸底迦001である⁽¹⁾。

- (1) 『パーリ律』Vinaya vol.Ⅲ p.196、南伝01 330、『四分律』大正22 p.602上、国訳01 p.123、『五分律』大正22 p.023中、国訳13 p.101、『十誦律』大正23 p.029下、国訳05 p.104、『僧祇律』大正22 p.292上、国訳08 p.268、『根本有部律』大正23 p.711中、国訳19 p.321

[5-1] 各律蔵の条文は以下のとおりである。

『パーリ律』：衣すでに竟り、迦絺那衣を捨し終わったら、十日を限って長衣 (atirekacīvara) を蓄えてもよい。もしそれを過ぎれば捨墮である。

『四分律』：若比丘衣已竟、迦絺那衣已出、畜長衣経十日不浄施得畜。若過十日尼薩耆波逸提。

『五分律』：若比丘三衣竟、捨迦絺那衣已、長衣乃至十日。若過尼薩耆波逸提。

『十誦律』：若比丘衣竟、已捨迦絺那衣、畜長衣得至十日。若過是畜者尼薩耆波夜提。

『僧祇律』：若比丘衣已竟、迦絺那衣已捨、若得長衣得至十日畜。過十日者尼薩耆波夜提。

『根本有部律』：若復苾芻作衣已竟、羯恥那衣復出、得長衣齊十日不分別應畜。若過畜者泥薩祇波逸底迦。

[5-2] 各律蔵のいう因縁譚は次のとおりである。

『パーリ律』：六群比丘は1つの三衣をつけて村に入り、他の三衣をつけて園に住し、また別の三衣をつけて沐浴に行った。少欲なる者が「どうして六群比丘は長衣を蓄えるの

か」と非難した。「いずれの比丘といえども、長衣を蓄えれば捨墮である」と定められた。

阿難が長衣を得て舍利弗に贈ろうと思った。「10日を限り、長衣を蓄えるを聴す」と定められた。

『四分律』：『パーリ律』に同じく六群比丘の因縁。少欲知足の比丘の非難のことばは、「如来は三衣を持つことを許されたが、長衣を許されたのではない」というもの。

阿難が貴価の糞掃衣を得たので大迦葉に贈ろうと考えた。「長衣を許す。10日を斉る」と定められた。

『五分律』：『パーリ律』に同じく六群比丘の因縁。

そのとき比丘らは一々の衣を用いる時に衆僧が羯磨して所応分物をこれに与えていた。そのとき阿那律の衣が壊していたので、「どうして僧より取って1日に成ぜしめないのか」と尋ねた。阿那律は「私は取らない。1日に成ぜないと捨墮を犯じるから」と答えた。

そのとき波利邑の比丘らは舎衛城に来て雨安居しようと思ったが、間に合わずサーケータで安居し、16日に仏のところへやってきたが、泥水に浸かり三衣籠重にして疲れ果てた⁽¹⁾。諸比丘はこのことと、先の阿那律のことを仏に報告した。「今より、迦絺那衣を受けるに五事を犯せざるを得ん」と定められた。そして「迦絺那衣を受ける間は蓄えるを許す」と定められた。

その時阿難は2張りの劫貝をえて舍利弗のために蓄えた。そこで先の条文を定められた。

『十誦律』：六群比丘の因縁。

『僧祇律』：世尊は三衣で寒を堪えうると考えられ三衣を許された。

優波難陀がたくさんの衣を蓄えた。

コーサンビー国王の舎弥夫人がたくさんの毛氈を布施した。比丘らは「劫貝を得て浣染をなして未だ竟らなければ如法ではない」と受けなかった。「長衣を得て10日に至るを許す」と定められた。そして「知識比丘辺に淨施法をなして、古いものを捨し新しいものを受けて、10日に一たび易えよ」と説かれた(新旧を10日にいっぺん取り換える)。そして先の条文を定められた。

『根本有部律』：諸比丘が多く長衣を蓄えていた。先のような条文を定められた。

捨墮第1条は、以上のような条文と因縁譚をもっており、これは「長衣」は10日間は保持できるが、これを過ぎると捨墮罪となるという規定である。捨墮罪になる長衣は、サンガあるいは別衆あるいは1人の長老の前にいったん捨し、波逸提の方式にのっとなって罪を告白して、それが受理されれば元の持ち主に返される。したがって比丘はいかなる条件下においても三衣以外の予備の衣を所持できない、というわけではないが、これは罪となるのであるから、これが常態化されていたのでないことはもちろんである。しかし正規の衣時、ないしは迦絺那衣を拵げた時にはそれを捨てるまでは、この条文を適用除外されるのである。

(1) これは「迦絺那衣韃度」の制定因縁と同じ話である。

[5-3] ところでここに主題となっている「長衣」は、律蔵において次のように定義されている。

『パーリ律』：「長衣」とは受持衣でなく (anadhīṭṭhitam)、浄施されないもの (avikappitam) である。

『四分律』：「長衣」者若長如来八指若広四指是。

『五分律』：「長」者三衣之外皆名長。

『十誦律』：「長衣」者除僧伽梨、鬱多羅僧、安陀衛余残衣名為長衣。

『僧祇律』：「長衣」者除所受持衣余衣。

『根本有部律』：「長衣」者謂受持衣外別有余衣。作分別法応畜。

『五分律』『十誦律』は三衣の外の衣を長衣とするという定義であり、『四分律』は三衣以外の衣は仕立て上げられた衣以外の衣材も長衣になるということを示したのかもしれない。ただし衣材としての布切れは [7] で検討する捨墮第3条に規定されるように、1ヵ月間は保持できるとされるから、この条文の長衣は仕立て上がった衣を意味する。

これに対して『パーリ律』『僧祇律』『根本有部律』は「受持衣」の外の衣とし、『パーリ律』にはさらに「浄施されないもの」という定義が付加されている。これは『根本有部律』の「分別法がなされないもの」に相当する⁽¹⁾。

なお『パーリ律』の持犯には、

10日以内に受持 (adhīṭṭheti) し、浄施し (vikappeti)、遣与し (vissajjeti)、失い (nassati)、壊れ (vinassati)、焼かれ (ḍayhati)、奪われ (acchinditvā gaṇhanti)、衣を取り、親厚想にて取る、癡狂、最初の犯行者は不犯である。

とされている。要するにこの持犯によれば、長衣は10日以内に受持し、浄施すれば捨墮罪に違反しないということになる。捨墮第21条は10日を越えて長鉢を蓄えてはならないという規定であるが、これも同じである。また後で検討する捨墮第3条は1月を越えて非時衣を所持してはならないという規定であるから、10日ではなくて30日であるが、これも同じである。

以上のように「長衣」は単純に考えれば三衣以外の衣ということになるが、気になるのは『パーリ律』の「長衣」の定義の、「受持衣でなく (anadhīṭṭhitam)、浄施されないもの (avikappitam) である」という中の「受持」という言葉と「浄施」という言葉である。事はそう単純でもなさそうであるから、「受持」と「浄施」をきちんと考察しておこう。

(1) 『根本有部律百一羯磨』巻10において、分別に割注して「旧に説浄というは取意なり」としている。大正24 p.498上

[5-4] 『パーリ律』の「受持」の原語は ‘adhīṭṭhita’ であって、これは水野『パーリ語辞典』においては「確立する、決意する、執持する」という語意が付される ‘adhīṭṭhāti’ の過去分詞であって、この名詞形は ‘adhīṭṭhāna’ であると解説されている。この言葉は「衣韃度」において次のように用いられている。

その時比丘らに次のような思いが生じた。世尊は三衣 (ticīvara)、雨浴衣 (vassikasāṭīkā)、敷布 (nisīdana)、覆布 (paccattharaṇa)、覆瘡衣 (kaṇḍupaṭṭicchā)、拭面布 (mukhapuñchanacolaka)、資具たる巾 (parikkhāracolaka) を許された。これらはすべて (自己の所有として) 受持すべきか (adhīṭṭhātabbāni)、あるいは浄施すべきであろうか (vikappetabbāni)、と。世尊は説かれた。「三衣は受持すべきであって浄施すべきではない。雨浴衣は雨期の4ヵ月間の間受持すべきであって、以後は浄施すべきである。敷布・覆布は受持すべきであって

浄施すべきではない。覆瘡衣は病気の間受持すべきであって、以後は浄施すべきである。

拭面布・資具たる巾は受持すべきであって浄施すべきではない」と (1)。

この受持 (adhiṭṭhāna) は所有する、法律的に言えば「所有権を有す」という意味であることがわかる。これに対して「浄施すべきもの」は期間を定めて占有し、期間がくれば譲渡しなければならないものであるということの意味するのであろう。

また「受戒韃度」では、

『パーリ律』 (2) : 鉢衣を借りた者に具足戒を授けてはならない (na yācitakena pattacivarena upasampādetabbo)。

『四分律』 (3) : 不得借他衣鉢受具足戒。

『五分律』 (4) : 諸比丘言。仏不制無衣鉢不得受具足戒耶。答言仏制。

とされているから、比丘の着用する三衣は借りたものでもなく、所有権を有するものでなければならないということになる。要するに「受持」は「所有権を有する」ということを意味するのである。

それでは比丘はどのようにして衣鉢の所有権を獲得するのであろうか。Upasak氏は *Dictionary of Early Buddhist Monastic Terms* において、‘adhiṭṭhāna’ を次のように解説している (5)。「鉢や衣がそれが使われる前に、公式に彼の持ち物とするための議決 (resolve)。比丘は新しいものを使うための議決の前に、古いものを公的に捨てなければならない。新しい衣や新しい鉢は比丘によって10日以上保持することができない。そこで捨墮罪を犯すことを解決するために、この期間内に議決がなされなければならない。比丘や比丘尼がこの議決を望まずに、この期間よりも長く衣や鉢を留めておきたい場合は、この保留を公的化するために浄施 (vikappanā, assignment=譲渡、委託) がなされる。衣のための議決はcivara-adhiṭṭhānaと呼ばれ、鉢のためのそれはpatta-adhiṭṭhānaと呼ばれる。鉢や衣の議決は次のような状況の時にはキャンセルされる。(1) 鉢や衣が盗まれた時、(2) 寄進された時、(3) 誰かによって持ち去られた時、(4) その比丘が脱いだ時、(5) 死んだ時、(6) 公的に捨てられた時、(7) 性が変わった時、(8) その比丘が波羅夷罪を犯した時、(9) 鉢や衣が使い古された時、あるいは鉢に大きな穴が開いた時である」と。

これによれば比丘が衣や鉢を捨墮罪を犯さずに所有権を得るためには、そのための議決がなされなければならない、あるいはそれを保留する場合は浄施をしなければならないというのである。ここにいわれる「自分の所有物にするための議決」がどのようになされるかは解説されておらず、またいまのところ筆者にもそれがどういうものであるか判っていないが (6)、捨墮罪にならない方法で新しい衣の所有権を取得するには、古いものの所有権を捨てて、新しいものを自分の所有とする何らかの羯磨が必要であるということであろう。

このように考えれば「受持衣」は基本的には規定以内の三衣ということになる。『五分律』が「三衣」といい、『十誦律』が「僧伽梨、鬱多羅僧、安陀衛」というのは、こうしたことを意味するのであろう。

(1) *Vinaya* vol. I p.296、南伝03 p.516

(2) *Vinaya* vol. I p.90、南伝03 p.154

(3) 大正22 p.811下

(4) 大正22 p.119中

(5) p.010

(6) Caṭṭha Saṅgāyanaのパーリテキストの電子版を検索しても、パーリとアッタカターには cīvara-adhiṭṭhānaあるいはpatta-adhiṭṭhānaという言葉はヒットせずTikaに見いだされるのみである。

[5-5] 次に『パーリ律』と『根本有部律』がいう「浄施」を考えて見よう。これはUpasak氏が「保留を公的化するための浄施」というように、公的な所有権の獲得ではなく、捨墮罪を一時的に免れるための保留措置である。

この浄施は説浄とも訳されるが、『パーリ律』では波逸提059、『四分律』でも波逸提059、『五分律』では波逸提081、『十誦律』では波逸提068、『僧祇律』では波夜提063、『根本有部律』では波逸底迦068の中に説明されている。それぞれの条文を以下に掲げる。

『パーリ律』⁽¹⁾：いずれの比丘といえども、比丘あるいは比丘尼あるいは式叉摩那あるいは沙弥あるいは沙弥尼に自ら衣を浄施して (sāmaṃ cīvaraṃ vikappetvā)、捨さないで着用すれば (apaccuddhāraṃ paribhuñjeyya) 波逸提である。

『四分律』⁽²⁾：若比丘**与**比丘比丘尼式叉摩那沙弥沙弥尼衣、後**不語主還取**著者波逸提。

『五分律』⁽³⁾：若比丘**与**比丘比丘尼式叉摩那沙弥沙弥尼**淨施衣還奪**波逸提。

『十誦律』⁽⁴⁾：若比丘**与**他比丘比丘尼式叉摩尼沙弥沙弥尼衣、**他不還便強奪取**著波逸提。

『僧祇律』⁽⁵⁾：若比丘**与**比丘比丘尼式叉摩尼沙弥沙弥尼衣後**不捨**而受用者波夜提。

『根本有部律』⁽⁶⁾：若復苾芻**受他寄衣**、後時**不問主**輒自著用者波逸底迦。

この条文の前半部分の『四分律』などは単に「与」とするのみであるが、以下に紹介するようにこれらはすべて他の比丘あるいは比丘尼らに浄施して、という意味である。そして後半部分の太字にした部分は、『パーリ律』と『僧祇律』の2つは「捨てないで」とするにかかわらず、他の『四分律』『五分律』『十誦律』は、浄施した相手の了解を得ないで無理やりに取り返して着用すればという意味となっている。ただし『根本有部律』は主客が転倒して、他から浄施されたものを主に問わずして自ら着用すればという意味となっている。この細かな詮索はしばらく措くとして、この規定は波逸提であるから、ここで問題となっているのは衣の所有権ではなく、単なる行為であることを注意しておかなければならない。

さて当面の主題である「浄施」であるが、律蔵において次のように定義されている。文中の甲・乙・丙はわかりやすいように筆者が挿入したものである。

『パーリ律』は、

「浄施 (vikappanā)」とは2種の浄施あり。対面浄施 (sammukhāvīkappanā) と展転浄施 (parammukhāvīkappanā) である。対面浄施とは「私 (甲) はこの衣をあなた (乙) あるいは某甲 (丙) に与える」と言って与える。展転浄施とは「私 (甲) はこの衣を浄施のためにあなた (乙) に与える」という。彼 (乙) は言う。「誰 (丙) があなたの親友知人であるか」と。彼 (甲) は「某甲、某甲 (丙) である」と言う。彼 (乙) は「私は彼ら (丙) に与える。あなた (甲) は彼らの所有物を (彼らに代って) 着用し、あるいは保管し、あるいはあなたの欲するようになせ」という⁽⁷⁾。

と解説している。

『四分律』にも同様の解説があって、ここでは真実浄施と展転浄施とするが、次のようにいう。

真実淨施というのは、「これは私(甲)の長衣であって未だ作淨してない。今淨となさんが故に長老(乙)に与え、真実淨をなす」という。

展轉淨施というのは、「これは私(甲)の長衣であって未だ作淨してない。今淨となさんが故に長老(乙)に与える」という。彼は「長老(甲)よ、このような長衣があつて未だ作淨していない。今私(乙)に与う、淨となさんが故に。私は便ち受く」という。受け已ったら問うて言う。「誰(丙)に与えることを欲するか」と。(甲は)答えて「某甲(丙)に与える」と言う。与えられた者(乙)は、「長老(甲)はこのような長衣を持っていて未だ作淨していない。今私(乙)に与えて、淨となさんとするが故に私は受ける。受け已って某甲(丙)比丘に与える。この衣は某甲比丘の所有である。あなた(甲)は某甲比丘のために守護して、持って随意に用いなさい」という。

このうち真実淨施は主に問うてしかる後を取って著る。展轉淨施は語り已れば不語にして随意に取って著る。もし比丘が真実淨施した衣を主に語らないで取って著すれば波逸提である(8)。

『五分律』(9)には、遥示淨施、対人淨施の2種が説かれている。その要点をまとめると次のようになる。

遥示淨施というのは、独住している比丘の場合で、心中に「この所長の衣を捨す」と三度唱え、その後この衣を受けて、心中に「この衣を受ける」と三度唱え、さらに心中に「私はこの長衣を某甲に淨施した。彼にしたがって受用する」と三度唱える。そして11日に至った時、心中に「私のこの長衣は某甲にしたがって取り返す」と唱える。そして先の作法を繰り返す。

対人淨施は展轉淨施ともいわれ、『パーリ律』や『四分律』の展轉淨施と同じであるが、某甲(丙)比丘に与えるとされた当人(所稱名比丘)にこのことを話すと、この比丘は長衣罪を得る恐れを心配して受けないということもありうるから、当人には話してはならないとされている。

このように『五分律』には『パーリ律』のいう「対面淨施」、『四分律』のいう「真実淨施」が説かれていないように見えるが、この条文は、淨施した物を奪い返せば波逸提というのであるから、まさしくこれは「対面淨施」「真実淨施」であるということになる。

『十誦律』(10)には、長衣を蓄えるべき方法として作淨が説かれているが、内容は『パーリ律』のいう「対面淨施」のみである。そして注意事項として、現前に与えてはならない、2、3人に与えてはならない、1好同心の比丘にのみ与えるべきである、とされている。また好同心の比丘がいなかったために悪比丘に与えた場合は、その施は真実と名づけられない、索めてその比丘が還さなければ強いて奪い取ってよいとされている(11)。

『僧祇律』は淨施法を次のようにいう。

「長老(乙)よ、私(甲)のこの長衣は某甲(丙)に施与する。某甲は知らないことであるから、浣染時、縫時などの因縁時には捨してから用います」という。このように淨施したら、これを衣架上に置いて、日に憶念記識しなければならない。もし忘れたら共行弟子・依止弟子に「これは私の三衣である。あなたは日に私を助けて憶識せよ」と。もし弟子のない場合は、衣の角に字を書いておく(12)。

したがってこれは展轉淨施に当たるであろう。『僧祇律』にはこの他に「対面淨施」とい

うことばも出てくるが詳細は判らない。これが『パーリ律』の対面淨施に相当するのかもしれない。そのほかにさらに「対他面淨施」「対余人淨施」ということばも使われているが、これも詳細は判らない。なおここに「捨してから」という言葉が見えるから、条文中の「後不捨而受用者波夜提」の「捨てないで」はこのような意味であることがわかる。

『根本有部律』⁽¹³⁾は淨施という言葉は使用せず、分別がこれに相当する。『根本説一切有部百一羯磨』では、

十三衣の外の長衣は、応に二師および余の尊類に委寄をなすべし。応にその物を持して余の苾芻に対しかくのごとき説をなすべし。「具寿(乙)よ、存念せよ。我某甲(甲)にこの長衣ありて、未だ分別をなさず。我今具寿の前において分別をなす。これ合分別なり(割注:旧に説淨と云うは取意なり)。鄔波駄耶をもって作委寄者。我(甲)今持之」と。

第2、第3説もまたかくのごとく説く⁽¹⁴⁾。

とされている。「委寄」は「任せる」という意味であるが、「我今持之」は我(甲)がこれを保持するという意味かもしれない。もしそうだとすると甲は乙に委寄する形をとるけれども、自分が管理するということになる。そうするとこれはむしろ対面淨施というよりも展転淨施ということになるであろう。しかし条文は「若復苾芻受他寄衣、後時不問主輒自著用者波逸底迦」とされているから、やはりこれは委寄されている乙の立場での規定であり、主客は転倒しているけれども、対面淨施をいっているのであろう。

以上を各律のいうところを総合してまとめてみると次のようになるであろう。

まず『パーリ律』のいう「対面淨施」は、いかにも衣を与えるように見えるがそうではなく、いま目の前にいる、対面する人に預けておくということであって、いわば形式的な贈与である。したがってその衣の所有者は預けた比丘ということになるが、現在管理しているのは預けられた比丘であるから、『四分律』が「後に主に語らないで還取して著せば」とし、『五分律』が「還奪すれば」とし、『十誦律』が「他が還さずして便ち強いて奪取して著せば」とするのは、預け主が預かってもらっている比丘の了解を得ないで、奪い取るようにして著せば波逸提となるという意味となる。

そしてもう1つの『パーリ律』のいう「展転淨施」は、いま目の前にいる人に向かって、「これをあなたに与えるが、あなたは誰々に与えてほしい」といい、与えられた人は、「誰々に与えることにしますが、とりあえずはあなたがこれを保管してください」と言って、形は誰々に与えることになるのであるが、保管するのは与える本人ということになるわけである。

『五分律』では、与えられる人が長衣となることを恐れて受けないということもありうるので、これを話してはならないとするから、全くの形式上の手続きということが明白に現れている。

『五分律』の「遥示淨施」は独住している比丘が心の中だけで「誰々に与える」と三度唱えて、衣自身は自分が保管するのであるから「展転淨施」の変形といってよいであろう。

『僧祇律』の淨施法は展転淨施ということが出来る。そして条文はこれをイメージしているから捨してから使わなければならないというのである。ということになれば『パーリ律』の条文中の「捨」も展転淨施をイメージしたものであろうか。

『根本有部律』の「分別」は一応他の比丘に預ける形式をとるから、『パーリ律』の対面淨施ということになる。しかしもし保管するのは自分であると理解するなら展転淨施という

ことになる。これを表にまとめると次のようになる。

パーリ	四分律	五分律	十誦律	僧祇律	根本有部律
sammukhāvikkappanā	真実淨施		作淨		分別
parammukhāvikkappanā	展転淨施	対人淨施		淨施	
		遥示淨施			

以上のように大きくまとめれば淨施には2つの方法があるといえるが、簡単にいえば「長衣の所有権の取得を留保したまま、衣を他に寄託すること、ないしは寄託した形をとること」ということになる。すなわち未だ作淨されていないものを、他に預けるという形式を取るのだから、もしこれを再び自分の所有物とするためには、着古したものの所有権を放棄するなどの長衣となる条件が解消されない限り、いったん捨さなければならないことになる。いわば緊急避難的な措置として、当座の捨墮罪を免れるだけで、長衣の根本的な解決にはならないということである。

なお今の「捨墮」第1条についていえば、淨施した形式にして自分が保管している場合は長衣とならないというのであるから、所有権はまだ獲得していないにかかわらず、予備の衣として使用することはできたのであろう。しかし『五分律』がいうように、10日ごとに正規の衣と予備の衣を取り換えるという作法が必要だったのかもしれない。

- (1) *Vinaya* vol.IV p.121、南伝02 p.191
- (2) 大正22 p.676上
- (3) 大正22 p.69中、国訳13 p.264
- (4) 大正23 p.114下、国訳05 p.363
- (5) 大正22 p.379上、国訳09 p.206
- (6) 大正23 p.851下、国訳21 p.149
- (7) *Vinaya* vol.IV p.122、南伝02 p.193
- (8) 大正22 p.676中、国訳02 p.17。『四分律』には大正22 p.866上にも2種の淨施に関する記述があり、『曇無徳部雜羯磨』大正22 p.1047上にも説かれている。
- (9) 大正22 p.069上、国訳13 p.266
- (10) 大正23 p.114下、国訳05 p.364
- (11) 『薩婆多毘尼毘婆沙』卷4 (大正23 p.526上) に真実施が説かれている。
- (12) 大正22 p.379上、国訳09 p.206
- (13) 大正23 p.851中、国訳21 p.149
- (14) 大正24 p.498上

[5-6] 以上に見てきた範囲では、緊急避難的なむしろ法律の定めを弾力的に悪用するといった姑息な淨施という手段をとらないで、長衣を蓄えてはならないという捨墮第1条を免れ、予備の衣を正式に所有する方法はないといわなければならない。

しかしここで思い起こさなければならないのが迦絺那衣である。「迦絺那衣鍵度」に語られる迦絺那衣を払げることが許された因縁譚は、予備の衣を合法的に所有できるようにするためのものであったはずだからである。そこで捨墮第1条は、

衣すでに竟り、迦絺那衣を捨し終わったら、十日を限って長衣を蓄えてもよい。も

しそれを過ぎれば捨墮である。

と規定するのである。要するにこの規定は、衣が竟り、迦絺那衣を捨し竟る前に取得した長衣は捨墮罪の対象にならないということの意味し、この時取得した長衣はすでに所有権を認められたのであるから、衣時をすぎ、迦絺那衣を捨した後でもそのまま所持できるということの意味するわけである。もちろん非衣時にこの捨墮罪を犯して捨墮罪の対象となった長衣も、いったんこれを捨てて、波逸提の懺悔をし、これが認められれば持ち主に返されて所有権が生じるのであるから、これも所有権が認められた予備衣ということになる。しかしこれは罪を犯して手に入れたものであるから、一般の比丘が平気でこれを所有したとは考えられないことはいうまでもない。

この辺の機微は迦絺那衣の捨を振り返ってみると理解される。『パーリ律』の迦絺那衣の捨で紹介した具体的なケースは「持する七事 (ādāyasattakaṃ)」であって、この最初は「比丘あり、迦絺那衣を拵げ、作り終わった衣を持って (katacivaraṃ ādāya) 「還らない」と考えて去る。この比丘には去るによる迦絺那の捨である」⁽¹⁾とされていた。しかしこれに続くのは「受持する七事 (samādāyasattakaṃ)」であって、この最初は「比丘あり、迦絺那衣を拵げ、作り終わった衣を受持して (katacivaraṃ samādāya) 「還らない」と考えて去る。この比丘には「去る」による迦絺那の捨である」⁽²⁾とされている。

この両者の違いは、前者が「持って」すなわち 'ādāya' であるに対して、後者は「受持」すなわち 'samādāya' とされることである。この相違は、後者が「所有権を取得して」を意味するに對し、前者は単に「携行して」を意味するのではあるまいか。あるいは前者が「携行して」に對して、後者は「着用して」の意味かとも想像されるが、このケースに続くのは、例えば「比丘あり、迦絺那衣を拵げ、衣を受持して去り、界外に行つて『ここにおいて衣を作らせ、歸らない』と考えて作らせる」というものであつて、これは「捨」のところでも述べたように、衣材を受持しての意味であるから、「着用して」の意味でないこともわかる。確かにこの「受持」は 'samādiyati' という語であつて、先ほど問題とした「受持」の 'adhiṭṭhāti' と原語は異なるのであるが、先にもふれたように三衣は所有権を有するものでなければならぬとすれば、やはりこれは「所有権を取得して」と解釈するしかないのではなからうか。なおこのように理解して差し支えないものとすれば、この期間中に得られた衣材にも所有権が与えられるということになる。これはこの後検討する捨墮第3条に関連する。

それでは迦絺那衣を拵げて作り終つた衣を単に「持する」衣ではなく、「受持する」衣とするためにはどのような手続きが必要だったのであろうか。Upasak氏がいう議決は非衣時における所有権の取得手続きであつて衣時をいつているのではないから、これは適用されない。そこで注目されるのが、

2種の鉢の受持あり。身によりて受持し、語によりて受持す。2種の衣の受持あり。

身によりて受持し、語によりて受持す (dve civarassa adhiṭṭhānā kāyena vā adhiṭṭheti vācāya vā adhiṭṭheti) ⁽³⁾。

という『パーリ律』「付隨」の文章である。衣時や迦絺那衣を拵げた時には制度として新しい三衣を作り、あるいは予備の衣を作ることが許されていたのであるから、身振りてこれを自分の所有物とすると示すとか、口でこれを自分の所有物とする、と言えよよかつたのでは

なかろうか。そもそも捨墮罪の適用除外によって、制度として衣時ないしは迦絺那の期間中に得た衣や衣材は自分の所有物としてよいと認められていたのであるからである。

このように考えれば、捨墮第1条の長衣の定義は「受持衣でなく (*anadhittitaṃ*)、淨施されないもの (*avikkappaṃ*)」とされ、この衣時ないしは迦絺那衣の期間中に取得した衣は「受持衣」なのであるから、長衣ではないということになる。すなわち長衣でない公的に所持が許された衣は、三衣の外に衣時や迦絺那衣の期間中に取得された予備衣も含まれるということになるわけである。

(1) *Vinaya* vol. I p.255、南伝03 p.449

(2) *Vinaya* vol. I p.256、南伝03 p.450

(3) *Vinaya* vol. V p.117、南伝05 p.200

[5-7] 以上の筆者の主張は、仏教の出家修行者は三衣の外の衣を持ってないという一般的な常識とあまりもにかけ離れていて、にわかには理解されにくいかもしれない。そこで、おそらく釈尊時代の比丘たちの多くは予備の衣を所持していたであろうことを証明しておきたい。それには「三衣支 (*tecīvarikaṅga*)」あるいは「三衣者 (*tecīvarika*)」を紹介すれば十分であろう。

「三衣支」は十三頭陀支の中の1つであって、ただ三衣のみを着用し、第4の衣を受持しないことと定義される⁽¹⁾。言うまでもなく頭陀支は、律の定めとして一般の比丘に強制されているのではなく、特に厳格な生活法として讃嘆されるものである。それは頭陀支としてあげられる「常乞食支 (*piṇḍapārikaṅga*)」「糞掃衣支 (*paṃsukūlikaṅga*)」「樹下住支 (*rukkhamūlikaṅga*)」について、律蔵では

出家は乞食による (*piṇḍiyālopabhojanaṃ nissāya*)。ここにおいてないし命終まで勤めなければならない。余得 (*atirekalābha*) は僧次食 (*saṃghabhatta*)⁽²⁾・別請食 (*uddesabhatta*)・招待食 (*nimantana*)・行籌食 (*sālakabhatta*)・十五日食 (*pakkhika*)・布薩食 (*uposathika*)・月初日食 (*pāṭipadika*) である。

出家は糞掃衣 (*paṃsukūlacīvaraṃ nissāya*) による。ここにおいてないし命終まで勤めなければならない。余得は亜麻衣・綿衣・野蠶衣・褐衣・麻衣・紵衣である。

出家は樹下座による。ここにおいてないし命終まで勤めなければならない。余得は精舎・平覆屋・殿樓・樓房・地窟である⁽³⁾。

というように、乞食、糞掃衣、樹下坐はおそらく何らかの事情によって食や衣や住が得られなかった時の覚悟を求めたものであって、必ずしも実行しなければならないものとして要求されているのではない。本「モノグラフ」に掲載した【論文23】「原始仏教聖典にみる釈尊と仏弟子たちの一日」に書いたように、釈尊や直弟子たちも日常的には「余得」としての招待食や居士衣、僧院に住するなどをされていたのである。

このことは何よりも提婆達多が要求した「五事」すなわち

①比丘らは一生涯林住すべきであって、村に入る者は罪とする (*yāvajīvaṃ ārañṇakā assu, yo gāmantāṃ osareyya vajjaṃ naṃ phuseyya*)。

②比丘らは一生涯乞食すべきであって、請食を受ける者は罪とする (*yāvajīvaṃ piṇḍapātikā assu, yo nimantaṇaṃ sādīyeyya vajjaṃ naṃ phuseyya*)。

③比丘らは一生涯糞掃衣を着るべきであって、居士衣を受ける者は罪とする (*yāva-*

jīvaṃ paṃsukūlikā assu, yo gahapaticivaraṃ sādīyeyya vajjaṃ naṃ phuseyya) 。

④比丘らは一生涯樹下に住すべきであって、屋内に住すれば罪とする (yāvajīvaṃ rukkhāmūlikā assu, yo channaṃ upagaccheyya vajjaṃ naṃ phuseyya) 。

⑤一生涯魚肉を食べてはならず、食べる者は罪とする (yāvajīvaṃ macchamaṃsaṃ na khādeyyuṃ, yo macchamaṃsaṃ khādeyya vajjaṃ naṃ phuseyya) 。

に対して釈尊は、

①もし欲すれば林住し、もし欲すれば村に住みなさい (yo icchati āraññako hotu, yo icchati gāmate viharatu) 。

②もし欲すれば乞食し、もし欲すれば請食を受けなさい。

③もし欲すれば糞掃衣を着、もし欲すれば居士衣を受けなさい。

④私は8ヵ月の間は樹下坐することを許した (aṭṭha māse kho mayā rukkhāmūla-senāsanaṃ anuññātaṃ) 。

⑤私は不見・不聞・不疑の3つが清浄ならば魚肉を食べることを許した。

と拒否されたことに明白に示されている⁽⁴⁾。

また後期の原始仏教聖典であるが、

戒にして禁戒 (sīlaṃ c'eva vatañ ca) であるものとは何か。具戒の比丘 (bikkhu sīlavā) があって、波羅提木叉に守護されて住し (pātimokkhasaṃvarasaṃvuto viharati)、正行と行処を具足し、微小の罪にも怖畏を起し、諸々の学処を受持して学する (samādāya sikkhati sikkhāpadesu)。その際のあらゆる抑制・律儀・不犯は戒である。ここにおける律儀の義によっては戒であり、受持の義によって禁戒である。

禁戒であって戒 (vattaṃ na sīlaṃ) でないものとは何か。8頭陀支すなわち阿蘭若住支、常乞食支、糞掃衣支、三衣支 (tecīvarikaṅga)、次第乞食支、時後不食支、常坐不臥支、隋処住支は禁戒であって、戒ではない。解脱するまではこの結跏趺坐を解かないと心を励まし精進する (cittaṃ paggañhāti padahati) のも禁戒であって戒ではない⁽⁵⁾。

としている。ここにいう「戒 (sīla)」は波羅提木叉であり、「禁戒 (vata)」はそれ以上の頭陀支的なものであることをいっているのであって、「三衣支」などの頭陀支は波羅提木叉以上の禁戒として位置づけられているのである。

また原始仏教聖典には「三衣者」について、

阿蘭若者でなくして阿蘭若住を讃嘆せず、乞食者でなくして乞食を讃嘆せず、糞掃衣者でなくして糞掃衣者を讃嘆せず、三衣者 (tecīvarika) でなくして三衣者を讃嘆せず、少欲者でなくして少欲を讃嘆せず、知足者でなくして知足者を讃嘆せず、遠離者 (pavivitta) でなくして遠離者を讃嘆せず、交わることなき者 (asamsaṭṭha) でないのに交わることなき者を讃嘆せず、精進者 (āraddhaviṛiya) でないのに精進者を讃嘆しない長老比丘がある⁽⁶⁾。

とするものがある。もちろんこれは褒められることではないが、三衣者でない者が三衣者を讃嘆しないという場合さえあったということがわかる。

このように律の規定からは、必ずしも三衣のみでいることは要求されておらず、むしろ【論文23】からも、おそらく釈尊も仏弟子たちも三衣以外の着替えを所持したであろうと推

測される。またこのような姿勢であったからこそ、釈尊は雨期の後の遊行において疲労困憊することを解消するために、迦絺那衣を払げて予備衣を得やすくすることを許されたのである。

- (1) *Visuddhimagga* p.64、南伝62 p.128
- (2) 「僧次食」以下について、C. S. Upasak氏の *Dictionary of Early Buddhist Monastic Terms* (p.210) には次のように解説されている。「僧次食」は、1つの住処に住んでいるサンガのすべての比丘たちに与えられる食事。「別請食」は、サンガによって選ばれた限られた人数の比丘たちに特別に与えられる食事。「招待食」は、在俗者によって直接に1人の比丘を招待して与えられる食事。あるいはサンガを通して、1人の比丘を招待して与えられる食事。「行籌食」は、サンガによってくじ引きで割り当てられる食事。「十五日食」は、毎半月の14日、15日、5日あるいは8日に在家信者によって(僧院に)持ってこられた食事。「布薩食」は、(半月の)布薩の日にこの日に八齋戒を守る在家信者によって持ってこられた食事。「月初日食」は、布薩の翌日にあたる半月の最初の日に在家信者によって持ってこられた食事。招待された時には、1人の比丘あるいは比丘たちを送る。
1つ1つの用語の概念は必ずしも正確にはわからないが、しかし総体としては次のように言えるであろう。
 - ①以下のような食事が得られない場合は乞食して得ること。
 - ②食事は布施されればどのような食事でも受けてよいこと。
 - ③食事の布施は個人に対して、サンガに対して、サンガ内の一部の人数に対しての場合があること。
 - ④食事の布施は在家信者の家に招かれる場合や僧院に持ってこられる場合があること。
 - ⑤食事の布施は布薩の日や月初めなど特定の日、あるいは恒常的になされることがあること。
- (3) *Vinaya* 「大毘度」 vol. I p.058、南伝03 p.102 ; 『四分律』 「受戒毘度」 大正22 p.811中、下 ; 『五分律』 「受戒法」 大正22/p.112下 ; 『僧祇律』 「雜誦跋渠法」 大正22 p.413下
- (4) 「モノグラフ」第11号に掲載した「提婆達多 (*Devadatta*) の研究」 p.78以下参照
- (5) *Mahānidessa* p.66、南伝42 p.98、*Mahānidessa* p.475、南伝43 p.352
- (6) SN.16-8 vol. II p.209、南伝13 p.307

[5-8] 以上のように出家修行者は三衣以外の予備の衣を所持することがむしろ常態であったわけであるが、しかし次項で考察するように、捨墮第2条において衣を離れて一宿することが禁じられているのであるから、遊行する時にはその予備の衣をどうしたのかという疑問も起こる。もちろん迦絺那衣を払げることが許された因縁譚からは、少なくとも予備の上衣かあるいは重衣は常に携行している必要があったということは想像されるが、一方では病比丘には糞掃衣が重くて三衣さえ携行できないという状況も語られているから、それもまたなかなか容易ではなかったということも想像される。

しかしそもそも先に検討した「浄施」のうちの対面浄施は他に衣を預けることであったのであるから、所持衣とした後に対面浄施するということがあったであろう。律蔵の中には、和尚や共住比丘などに預けておくというケースもあったことが知られる⁽¹⁾。しかしながら当然その措置に困るほどの多くの予備衣を蓄えるのは褒められることではないから、おそらく必要最少限度の予備衣しか所持せず、遊行する場合にはこれを携行したのであろう。

- (1) 『十誦律』 (大正23 p.123下、国訳05 p.392) は波逸提の80条で、非時に余比丘に告げないで聚落に入ってはならないという規定であるが、1人の比丘が居士の家に衣を預けてあって、火事が起きたと聞いた時すぐに駆けつけられなかったので、衣を焼いてしまった。そこで聚落に火事が起こった時に行くのは不犯であると定められたとされている。『根本有部律』波逸提80 (大正23 p.864下)、『根本有部律』苾芻尼毘奈耶・波逸底迦63 (大正23 p.994下) 参照。

『パーリ律』捨墮29条は、阿蘭若処に住する比丘は雨安居を終わって8月15日までは三衣中の一を民家に預けてよい、しかし6夜を過ぎてはならないという戒律である。しかしサンガの認可を得た場合はこの限りではない、とされている。『僧祇律』の第29条も同じような条件が付されているが、他の律にはない。ただしこれはサンガの認可さえあればいつでも預けておけるという定めではなさそうである。

『十誦律』 (大正23 p.470中、国訳07 p.550) には、牟羅求那比丘が死んだ、彼は先に阿難に衣鉢を寄っていた。しかし阿難は別のところにおり、しかも寄せられた衣鉢はまた別のところにあった。そこでこの衣鉢はどこの現前比丘が分かつべきかが問題となった。世尊は阿難が所在しているところの現前比丘によって分かつべきであると説かれた、とされている。

『根本有部律』 (大正24 p.851中、国訳21 p.149) には、ウパナンダに衣を与えられた比丘が洗って、これを親教師に寄して仏にしたがって去ったが、ウパナンダが後に黙ってこれを使って問題となったとされている。しかしこの「寄衣」は淨施かもしれない。上の『根本説一切有部百一羯磨』 (大正24 p.498上) 参照。また『根本有部律目得迦』 (大正24 p.455上) では、客苾芻が旧苾芻に衣を寄して、もし小苾芻がやってきたら彼にこれを与えてくれと行って去った。後に久しからずして小苾芻がやってきたので、旧苾芻がこれに衣を与えたら、この小苾芻はその比丘ではなかったが持って行ってしまった。世尊は「陪すべからず」と説かれた、とされている。

『僧祇律』 (大正22 p.301中、国訳08 p.300) には比丘が比丘尼精舎に衣を寄して余の閑静処に行つて安居したケースが記されている。

ただし在家信者に預けることはなかったかもしれない。

[6] 次に「衣を離れて宿す (*asamādānacāro*)」を検討する。これはすべての律蔵で捨墮第2条である⁽¹⁾。捨墮の律蔵による呼称は前項を参照されたい。

- (1) *Vinaya* vol. III p.198、南伝01 p.334、『四分律』大正22 p.603中、国訳01 p.127、『五分律』大正22 p.023下、国訳13 p.103、『十誦律』大正23 p.031中、国訳05 p.108、『僧祇律』大正22 p.293下～、国訳08 pp.271、272、274、275、『根本有部律』大正23 p.712中、国訳20 p.001

[6-1] 各律蔵の条文は下記のとおりである。

『パーリ律』：衣すでに竟り、迦絺那衣を捨しおわつたら、1夜といえども三衣を離してはならない。比丘の認可を除き (*aññatra bhikkhusammutiyā*) 捨墮である。

『四分律』：若比丘衣已竟迦絺那衣已出、三衣中離一一衣異処宿、除僧羯磨尼薩耆波逸提。

『五分律』：若比丘三衣竟捨迦絺那衣已、三衣中若離一一衣宿過一夜、除僧羯磨尼薩耆波逸提。

『十誦律』：若比丘衣竟捨迦絺那衣已、三衣中若離一衣乃至一夜宿尼薩耆波逸提。除僧羯磨。

『僧祇律』：若比丘衣已竟迦絺那衣已捨、若三衣中離一一衣余処一宿、除僧羯磨尼薩者波夜提。

『根本有部律』：若復苾芻作衣已竟羯聽那衣復出、於三衣中離一一衣界外宿下至一夜、除衆作法泥薩祇波逸底迦。

なおこの条文中の「三衣」は、次のように定義されている。

『パーリ律』：「一夜といえども三衣を離しては」というのは、外衣、あるいは上衣、あるいは下衣を離すことである。

『四分律』：「三衣」者僧伽梨、鬱多羅僧、安陀会。衣者十種如上説。

『五分律』：なし

『十誦律』：なし

『僧祇律』：「三衣」者僧伽梨、鬱多羅僧、安陀会。

『根本有部律』：なし

[6-2] 各律蔵のこの条文が定められた因縁は下記のとおりである。

『パーリ律』：諸比丘が比丘らに衣を託して、下衣と上衣のみで諸国に遊行に出た。世尊は「衣すでに竟り、迦絺那衣を捨しおわたたら、1夜といえども三衣を離したら捨墮である」と定められた。

ある比丘が病気となった。親戚が「こちらに來い、看病しよう」と使者を送った。比丘は「**病気だから三衣を着けて行くことができない**」と返事した。世尊は「病比丘のために、不失衣の認可を与えてよい」と定められた。不失衣認可はサンガが白二羯磨によって与える。

『四分律』：六群比丘とされるが同じ因縁。

ある比丘が乾癆病を患い、糞掃衣の外衣が重かった。世尊は「不失衣白二羯磨」を制定された。

『五分律』：十七群比丘とされるが同じ因縁。

ある時糞掃衣比丘が**糞掃衣が重くて**遊行に持ち運びすることができなかった。白二羯磨で「不失衣羯磨」をなすことを許された。

常に羯磨して離衣宿を繰り返した。あるいは羯磨して**三衣共に離し、弊壞した衣を着けて**遊行した。そこで羯磨留衣を許されるのは前安居者は9月日、後安居者には8月日と定められ、羯磨しても僧伽梨と安陀会を留めることは禁止された。しかし賊難処では最勝なるものを留めることを許された。

『十誦律』：六群比丘が**処々に衣を留め**、上・下衣を着して諸国を遊行し、弊衣を着して威儀がなかった。

『僧祇律』：1バラモンがあつて衆僧を招待して宿を経て供養し、衣物も施そうとした。季節が寒くなく暑くなかったので、**彼らは施衣を得たら三衣にしようとして上・下衣を着して行った**。「衣を離れて宿すべからず」と定められた。

舍利弗は那羅聚落に安居した。世尊は王舎城に安居されていて会いに行けなかった。王舎城竹林園僧と那羅聚落僧を共に1布薩界とすることを許された。雨が降り舍利弗の僧伽梨が重くなった。「王舎城竹林園僧と那羅聚落僧を不離衣宿戒」となすことを許された。

『根本有部律』：諸比丘は**多く三衣を蓄え**、安居処で得た衣財を洗い染め刺しおわって衣袋中に入れ主人比丘に預けた。「作衣竟り、羯恥那衣を出して、三衣中において一一衣を離れて界外に宿すること1夜に至れば捨墮」と定められた。

大迦葉が河で外衣を濡らし、重かったので乾かして布薩に遅れた。「不離僧伽梨羯磨」をなすことを許された。舍利弗が病気をした。同じ羯磨をなすことを許された。

[6-3] 以上のように、これは三衣のうちの1つでも離して界外に一宿してはならないという規定であって、その日のうちに僧院に帰るなら許される。『パーリ律』『四分律』『五分律』『十誦律』の因縁譚では「諸国に遊行した」とされており、これは遠出を想定しているのである。

ところでこの条文は、因縁中に「下衣と上衣のみで諸国に遊行に出た」とされているから、二衣あるいは一衣で遊行することを禁止する規定のように見えるが、もしこのような行儀に関する規定であれば、捨墮ではなく波逸提となったはずであるから、これは「衣を離れて遊行すること」を禁止する規定であって、もし衣を離れて1宿でもしたら、その時点でこの衣の所有権を放棄したことになるということである。もしこれを取り戻したいなら、この離れた衣をいったんサンガあるいは別衆あるいは1人の比丘に捨し、波逸提の告白の作法にしたがって懺悔をして、しかる後にその衣の所有権を再び手にしなければならないということになる。このようにこの規定は衣の所有権に係るものということができる。しかし病気などの因縁があって、比丘の認可が与えられれば、離しても所有権はなくなるという付帯条件が付せられている。これを漢訳律では「僧羯磨」とか「衆作法」というが、これは「不失衣界」設定の羯磨をさす。ただしこれは本稿の主題とはあまり関係がないから深入りしない。

なおこの規定に類似するものに、『パーリ律』では捨墮第29条がある。

夏安居終わって後カッティカ月の満月まではどこであっても、危険・恐怖の伴う阿蘭若住処やそのような住処に住している比丘は、欲すれば三衣中の1衣を民家内に預けおくべきである。もしこの比丘に何らかの衣と離れる因縁があれば、この比丘は6夜を限ってその衣を離してもよい。もしこれを過ぎて離せば比丘の認可を除き捨墮である⁽¹⁾。という内容である。カッティカ月の満月とは古代中国暦の8月15日であり、この1ヵ月間は比丘に対する布施が多く、これを狙って盗賊が出没するから、阿蘭若処のような人気の乏しいところに住む比丘は、因縁があれば三衣中の一衣を6夜を限り民家に預けておいてもよいというのである。これも捨墮であるから、これを犯せば衣の所有権を失い、先のような作法で取り返さなければならない。

このように比丘は原則として三衣を常に携行して夜を過ごさなければならない、しかしながら今の主題となっている捨墮第2条には、「衣すでに竟り、迦絺那衣を捨しおわったら」という条件が付されているから、衣時ないしは迦絺那衣の期間が終わるまでは、この条文は適用されないということになる。

なお捨墮罪では以上のようにその日のうちに住処に帰るならばこの罪の対象にはないのであるが、「三衣を持たないで俗家に入ってはならない」⁽²⁾ともされているから、威儀上も常に三衣を持っていることが要請されたであろう。

(1) Vinaya vol. III p.262、南伝01 p.443。他の漢訳律は、『四分律』捨墮029 大正22 p.632上、『五分律』捨墮016 大正22 p.031下、『十誦律』尼薩耆026 大正23 p.057

上、『僧祇律』尼薩耆波夜提029 大正22 p.323上、『根本有部律』泥薩祇波逸底迦027 大正23 p.755上。

(2) 『十誦律』「衣法」大正23 p.198中、国訳06 p.168

[6-4] なお以上は比丘は三衣しか持っていないという前提で進めてきたが、前項で考察したように、比丘たちは多くの場合は三衣以外の予備の衣も持っていたのであるから、この規定はそれらをも含めて身から離して1夜でも過ごしてはならないという意味を含むことになる。

このことは以下の因縁譚にも現れている。『五分律』は「羯磨して三衣共に離し、弊壞した衣を着けて遊行した」としているから、身に着けていた弊衣のほかに三衣があったということを示し、『十誦律』は「六群比丘が処々に衣を留め、上下衣を着して諸国を遊行し、弊衣を着して威儀がなかった」とするから、彼らはあちこちに留めるほどの数量の衣を持っていたことになり、また『根本有部律』は「諸苾芻多蓄三衣」とするのであるから、比丘たちのなかには多くの三衣を持っていた者がいたことになる。

[6-5] なおこの条文の因縁譚からは、なぜ衣を作り終わり、迦絺那衣を捨しおわるまではこの条文が免除されるのかという理由は知りえない。衣を作るときには、今まで着ていた衣を解体して、破れた部分に布をつぎ足し、新しい衣を作るという場合もあり、これを置いて二衣ないし一衣で遊行して、衣材を求めなければならないということもあったからであろう。迦絺那衣の捨のところで論じたように、界外に出て衣料を得て再び帰るといったような遊行があったことなどから推測されうる。またこの時期には普段着ている三衣の外に予備の衣が得られる機会も多く、この予備の衣を僧院に置いて遊行するということがあったのかもしれない。ともかく筆者には現時点では衣をおいて遊行しなければならない具体的な事情をリアルに思い描くことはできないが、少なくともこのような適用除外が認められたのは、得られにくい衣をできるだけ得やすくするための措置であったことは間違いないであろう。

(1) 「衣韃度」*Vinaya* vol. I p.296、南伝03 pp.516~517; 『四分律』「衣韃度」大正22 pp.862上、864中、866上、国訳03 pp.221、227、232; 『十誦律』「衣法」大正23 p.196下、国訳06 p.163)、「衣韃度」*Vinaya* vol. I pp.295~297、南伝03 pp.514、516 (敷布 = *nisidana* 身を守り、衣を守り、臥坐具 *senāsana* を守るため。覆布 = *paccattharaṇa* 敷布よりも大きいもの)。南伝03 p.515 (覆瘡衣)、南伝03 p.515 (拭面布)、南伝03 p.516 (資具たる布)、*Vinaya* vol. II p.174、南伝04 pp.266~267 (足拭い = *pādapuñchani*)

[7] 最後に「衣を受ければ所持する (*yo ca tattha cīvaruppādo so nesaṃ bhavissati*)」を検討する。これはいずれの律蔵でも捨墮第3条に相当する⁽¹⁾。

(1) *Vinaya* vol. III p.203、南伝01 p.342、『四分律』大正22 p.605上、国訳01 p.132、『五分律』大正22 p.024中、国訳13 p.106、『十誦律』大正23 p.033中、国訳05 p.115、『僧祇律』大正22 p.298下、国訳08 p.289、『根本有部律』大正23 p.714下、国訳20 p.009

[7-1] それぞれの律蔵の条文は次のとおりである。

『パーリ律』：衣すでに竟り、迦絺那衣を捨し竟って、非時衣 (*akālacivara*) が得られたら、望む比丘は受納してもよい。受納すれば速やかに作らなければならない

(paṭiggahetvā khippam eva kāretabbam)。もし満足でない時は1月を限り、それ以内に満足する望みがあれば、その比丘はその衣を蓄えてよい。もしこれを過ぎて蓄えれば、望みがあるといえども捨墮である。

『四分律』：若比丘衣竟迦絺那衣已出、若比丘得非時衣欲須便受。受已疾疾成衣。若足者善、若不足者得畜一月。為満足故。若過畜尼薩耆波逸提。

『五分律』：若比丘三衣竟捨迦絺那衣已、得非時衣、若須應受速作受持。若足者善。若不足望更有得処令具足成乃至一月。若過尼薩耆波逸提。

『十誦律』：若比丘衣竟已捨迦絺那衣、若得非時衣、比丘須者当自手取速作衣持。若足者善。若不足者更望得衣令具足故停是衣乃至一月。過是停者尼薩耆波夜提。

『僧祇律』：若比丘衣已竟迦絺那衣已捨、若得非時衣、比丘須衣應取疾作衣受。若不足者有望処為滿故聽一月畜。若過畜者足不足尼薩耆波夜提。

『根本有部律』：若復苾芻作衣已竟羯恥那衣復出、得非時衣欲須應受。受已当疾成衣。若有望処求令満足。若不足者得畜經一月。若過者泥薩祇波逸底迦。

なお「非時衣」とは、『パーリ律』『四分律』『五分律』『僧祇律』『根本有部律』においては、迦絺那衣が扱げられない時は雨安居の1ヵ月を除く11ヵ月中に得られたもの、迦絺那衣が扱げられた時には雨安居後の5ヵ月間を除く他の7ヵ月間に得られたもの、とされている。『パーリ律』はこれに付け加えて、衣時中にも非時衣と指定して得られたものも含むとしている。しかし『十誦律』は「謂除別房衣家中施衣、除安居衣。余残衣名非時衣」とする。

[7-2] この条文が制定されるに至った因縁譚は次のとおりである。

『パーリ律』：1比丘が非時衣を得たが衣を作るには足りなかった。そこで比丘は布を引っ張って延ばそうとしていた。「得る望みがあれば蓄えてよい」と定められた。

比丘らが1月をすぎて蓄えていた。そこで先の条文を定められた。

『四分律』：世尊は1日に限って長衣を蓄えることを許された。しかしある比丘が僧伽梨が故爛弊壞して10日のうちに弁じることができなかった。そこで世尊は「比丘の長衣を蓄えることを聴す。乃至満足の故に」と定められた。

そこで六群比丘が四角頭に点浄して衣を蓄えた。そこで世尊は先のように定められた。

『五分律』：比丘らは三衣竟り、迦絺那衣を捨ててから非時衣を得たが受け取らなかった。そこで世尊は「非時衣を受けてよい」と定められた。

六群比丘が多く受けて、人に施さず、浄施しなかった。そこで「非時衣を得て人に施さず、浄施せずして1宿すれば突吉羅」と定められた。

長老伽毘は1狭短衣を得て、引っ張って延ばそうとした。世尊は「非時衣にして望足して1月に至るを聴す」と定められた。1月を過ぎる比丘があった。そこで先のように定められた。

『十誦律』：六群比丘が青衣を得たが、相似するものを得たら衣にしようと蓄えておいた。赤衣も白衣も……蓄えておいた。世尊は先のように定められた。

『僧祇律』：阿那律が1少段の衣を得たが、尺量が足らなかったがゆえに水につけて引き伸ばしていた。釈尊はそこで先のように定められた。

『根本有部律』：諸比丘は相似の物を得んがために、青衣を得て蓄え、黄赤白衣を得て蓄

え、厚薄を蓄えた。そこで先のように定められた。

[7-3] 以上から知られるようにこの規定は、衣時以外に、衣に仕立て上げるに足る衣材が得られたら速やかに仕立て上げなければならないし、もし不十分であるが不足分を得られる望みがあれば1ヵ月を限度として保持してよい。しかしそれを過ぎると捨墮の罪となるというものである。この捨墮の罪となった衣材は、サンガあるいは別衆あるいは1人の比丘の前に捨し、波逸提の告白懺悔をして、これが受け入れられればこの衣材は持ち主に返される、ということは他の捨墮罪と変わりはない。もちろんこれをもって仕立て上げられた衣が長衣であれば、この長衣については先に検討した捨墮第1条の対象となるのであろう。

なお「速やかに」（『パーリ律』）、「疾疾」（『四分律』）、「速」（『五分律』『十誦律』）、「疾」（『僧祇律』『根本有部律』）に作衣すべしというのは、衣を作るに十分な衣材が得られたなら、捨墮第1条の定めにしたがって10日間ということである。したがって最初の衣材が得られてから21日目に十分な衣材が得られたとすると、最初の衣材の所有は1月しか保有できないのであるから、衣を作る期間は9日間しか残されていないということになり、もし30日目に得られたとすると、その日のうちに作り上げてしまうか、浄施するか、あるいは人に遣与しなければ、捨墮罪を犯すことになる。

しかしながら雨安居の後の1ヵ月間と、迦絺那衣が拵げられた時にはさらに4ヵ月間は、この条文が適用除外されるのであって、この条文も衣や衣材が得られにくい古代インドの経済状況のなかで、できるだけ出家修行者たちが衣に不足しないように、配慮されたものということができる。

[7-4] 以上のように、迦絺那衣が拵げられることによって適用除外される捨墮の3つの規定は、衣材や衣が得にくいという当時の経済文化状況を背景として、波逸提グループの適用除外によって衣材を得やすくし、またこれを用いて衣を作りやすくし、この便宜によって作成された衣を、合法的な所有物とし、あるいはこれを離れて宿しても所有権をなくさないようにするものであるということが出来る。

釈尊は、

出家修行者は寒気も寒気の恐怖も三衣によって耐えることができる (sakkontīticivarena yāpetum)。私は比丘らの衣において境界を作り制限を設けて三衣を許そう (civare sīmaṃ bandheyyaṃ mariyādaṃ ṭhapeyyaṃ ticivaraṃ anujāneyyaṃ) (1)。として三衣を許されたのであるから、少欲知足を建前とする出家修行者は三衣で満足しなければならないのであるが、とって「迦絺那衣韃度」の因縁譚で語られるような無理からぬ場合もあるというアンビバレントな苦しみのもとに、期間を限り、状況を限るという条件を付けて、これらの6つの規定の適用除外を認められたのであろう。

(1) Vinaya vol. I p.288、南伝3 p.503、『四分律』大正22 pp.863上、857上、国訳03 pp.222、202、『五分律』大正22 p.136上、国訳14 p.126、『十誦律』大正23 p.195上、国訳06 p.157

[8] 以上のように、迦絺那衣を拵げたことによって適用が除外される律の規定は実質的には6条となる。それぞれの条文の本文中に、ないしはその条文が適用除外とされる因縁として、迦絺那衣を拵げた場合が挙げられるから、これには紛れがないといわなければならない

い。しかしながら「迦絺那衣韃度」においては、『パーリ律』は‘pañca’、『四分律』は「五事因縁」、『五分律』は「五事」、『僧祇律』は「五事利」として、迦絺那衣を拵げた時には5種の功德が生じるとするものも紛れがない。

実際には迦絺那衣を拵げたことによって適用が除外される条文が6条であるのに、なぜ「迦絺那衣韃度」ではそれを「五事」とするのであろうか。最後にこれを検討しておきたい。

[8-1] 「迦絺那衣韃度」がいう五事と、適用除外される6条の対応関係を表にしてみると次のようになる。これは【3】の[3]において作成した表である。このような結果になるのは、『パーリ律』と他の律蔵の「五事」の名称が異なり、その名称に相応する律蔵の条文をどれに宛てるかということから相違が生じているのである。

	パーリ律	四分律	五分律	十誦律	僧祇律	根本有部律
①	囑せずに聚落に入る	比丘に囑せずに聚落に入る	余比丘に白せずに聚落に入る	不白入聚落	白せずして行く	
②	衣を離れて宿す	失衣せず	衣を離れて宿す	不著僧伽梨入聚落	離衣宿	過経宿離衣の犯 上下2衣を着して人間に遊行
③	別衆食	別衆食	別衆食	別衆食	別衆食	別衆食
④	用いるかぎりの衣	長衣	長衣を蓄える	随意畜衣	長衣を蓄える	過10日の犯 長衣を蓄える
⑤	衣を受ければ所持する					過1月 意に随って多くの衣を求む
⑥		展転食	数々食	数々食	処々食	数々食
⑦				迦絺那功德利		得たところの財物は迦絺那衣の利養
⑧				著縵衣入聚落		
⑨						俗家請ぜざるに 行って食を受ける

このうちでもっとも問題となるのは、⑤に掲げた『パーリ律』の「衣を受ければ所持する」という項目である。これはパーリの原文では‘yo ca tattha cīvaruppādo so nesam bhavissati’⁽¹⁾とされており、これをI. B. Hornerは‘whatever robe-material accrues there, that will be for them’⁽²⁾と訳している。南伝大蔵経ではこれを「衣を得ば所得することなり」と訳し⁽³⁾、註において「尼薩耆第3に対する除外例なるが如し」とするから⁽⁴⁾、筆者もこれにしたがってきたのである。

しかしながら平川彰氏は「得られた衣を所持すること」としながら、「第5に、得られた

衣を所持するとは、数々食を許す意味であろうと考える」とされている⁽⁵⁾。食事の後に衣を施す習慣があったので、数々食は「得られた衣を所持すること」ともなると解釈されたのであろう。この項目に相当する漢訳律の名称は等しく「数々食」とするから、「衣を受ければ所持する」は「数々食」をさし、波逸提の『パーリ律』の波逸提033に相当するとする平川氏の見解が正しいのかもしれない。

- (1) *Vinaya* vol. I p.254
- (2) part 4 p.353
- (3) 第3巻 p.445
- (4) 同 p.471
- (5) 『二百五十戒の研究』II p.068

[8-2] このように考えると各律藏での相違点がなくなることになるが、しかしながらそれでも迦絺那衣を扱った時に適用除外される条文の数は6条のままであるから、標記の問題は未だ解決していないことになる。

筆者も確信があるわけではないのであるが、このように考えてみてはいかがであろうか。五事のうちの④は各律藏において「用いるかぎりの衣」「長衣」「長衣を蓄える」「随意畜衣」「長衣を蓄える」「過10日の犯。長衣を蓄える」とされている。これに相当する律藏の規定は、今まで捨墮第1条であると考えてきたのであるが、実は⑤の捨墮第3条にも相応するとみることができる。パーリ律の捨墮第1条の条文は「衣すでに竟り、迦絺那衣を捨し終わったら、10日を限って長衣を蓄えてもよい。もしそれを過ぎれば捨墮である」であり、捨墮第3条の条文は「衣すでに竟り、迦絺那衣を捨し竟って、非時衣が得られたら、望む比丘は受納してもよい。受納すれば速やかに作らなければならない。もし満足でない時は1月を限り、それ以内に満足する望みがあれば、その比丘その衣を蓄えてよい。もしこれを過ぎて蓄えれば望みがあるといえども捨墮である」であって、両方とも長衣を蓄えることを禁止する条文であり、迦絺那衣を扱うことによってこれらを適用除外したものと解することができるからである。

このように五事の中の「長衣を蓄える」に捨墮の第1条と第5条の2つの条文が含まれると解釈すれば、功德の数が5つであるにかかわらず、それに相応する規定が6条あって矛盾するという標記の問題は解決できることになる。

念のために『パーリ律』での対応を示しておくとお次のようになる。

- ① 囑せずに聚落に入る＝波逸提第46条
- ② 衣を離れて宿す＝捨墮第2条
- ③ 別衆食＝波逸提第32条
- ④ 用いるかぎりの衣＝捨墮第1条
捨墮第3条
- ⑤ 衣を受ければ所持する(数々食)＝波逸提第33条